

神奈川県市長会からの「令和3年度 県の施策・
制度・予算に関する要望」に係る対応状況

令和3年3月

神奈川県

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の充実強化	1
2	都市税財源の充実強化	2
3	社会福祉施策の充実	5
4	地域保健医療対策の充実	6
5	保育施策の充実	9
6	教育行政の充実	11
7	都市環境行政の推進	14
8	都市基盤の整備	16
9	自治体情報セキュリティクラウドの整備	18
	新型コロナウイルス感染症対策	19

要望事項

	【安全・安心】	23
	【地方行財政】	24
	【子育て・健康・福祉】	25
	【教育・文化】	37
	【環境・エネルギー】	41
	【基地対策】	43
	【まちづくり・産業】	45

地域要望事項

1	鳥獣被害対策の推進	51
2	まちづくり推進	51
3	道路の整備	53
4	都市交通施策の推進	61
5	河川・海岸の整備	61
6	漁港等の整備	65

重点要望事項

1 地震防災対策の充実強化

<要望事項>

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、27市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

平成27年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化する必要があります。

については、地震防災対策の更なる拡充を図るため、次の事項について要望します。

1 地震防災対策の支援体制の拡充

- (1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第1次緊急輸送道路に加え、第2次緊急輸送道路及び市が指定する緊急輸送道路補完道路の沿道建築物についても対象とするよう拡充を図ること。

<対応状況>【県土整備局】

県は、地震による建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、緊急輸送道路沿道の建築物について耐震化を促進することが必要と考えています。

そこで、県が指定している緊急輸送道路約2,000kmのうち、災害時の緊急輸送の骨格をなす第1次緊急輸送道路約1,500kmの沿道建築物を優先し、順次、市町村と連携して補助することにより、耐震化を促進しています。

第2次緊急輸送道路や市町村が指定する補完道路の沿道建築物の耐震化支援については、第1次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の進捗状況を見ながら必要に応じて検討していきます。

<要望事項>

- (2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、令和3年度以降も補助を継続するとともに、内部留保を行わず、所要額を年度当初に交付すること。また、経常的に必要となる維持管理に係る経費、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費、及び消防救助資機材等の整備に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

<対応状況>【くらし安全防災局】

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しており、引き続き、この補助金により市町村の取組を支援していきます。

同補助金の交付に当たっては、年度途中で局所的な災害等が発生する等、市町村単独での対応が困難な場合に迅速に対応できるようその一部を留保し、具体的な事象がなければ留保額を追加交付する運用を行っており、当初に所要額全額を交付することは困難です。

また、維持管理等の経常経費は補助対象としておらず、住宅の揺れ対策、常備消防力維持などの事業に係る経費についても、見直しは考えていません。

なお、令和3年度当初予算は、令和2年度から増額した予算を措置しました。

<要望事項>

2 津波対策の強化

- (1) 津波防災地域づくりの推進計画の策定や総合的な津波防災対策について、沿岸市町と十分協議するとともに、国が示す知見や制度に係る情報提供や技術的支援を行うこと。

《対応状況》【くらし安全防災局・県土整備局】

津波防災対策は、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、「神奈川県津波対策推進会議」や沿岸市町との意見交換会を通じて、国の知見や制度に係る情報提供や協議を行うなど、沿岸市町と緊密に連携しながら取組を進めていきます。

また、津波浸水想定に関するデータの提供など、必要な技術的支援を行っていきます。

＜要望事項＞

(2) 新たな津波浸水想定を踏まえた津波避難施設の指定のため、早急に基準水位の公表をすること。また、構造要件に係る新基準の検証に対しては財政的・技術的支援を行うこと。

《対応状況》【くらし安全防災局・県土整備局】

県では、沿岸市町と調整を図りながら、現在、津波災害警戒区域の指定に向けて取り組んでおり、基準水位の公表については、この指定に合わせて行います。

令和元年度は、調整が整いました小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）で基準水位の公表を行いました。

その他の沿岸市町につきましても、区域指定を進める意向が確認できましたら、順次進めていきます。

また、「津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的及び技術的支援を拡充すること」については、「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」として国に対し、提案活動を行っており、引き続き国に対して要望していきます。

2 都市税財源の充実強化

＜要望事項＞

地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、地方分権・地域主権改革の推進が求められています。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲とともに、地方税財源の充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置の在り方の見直しが必要です。

については、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

1 都市税財源の充実確保

(1) 消費税率の引き上げに伴い施行された法人住民税の税率引き下げによる減収分が、普通交付税不交付団体にも確実に措置される制度設計を行うよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

不交付団体は、法人住民税の税率引き下げによる減収に伴い措置される普通交付税が交付されず、減収の影響が大きいため、国に対しては、こうした不交付団体の厳しい状況について、機会をとらえて伝えていきます。

＜要望事項＞

(2) 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

地方分権の推進に当たっては、税源移譲により自主財源を確保することが重要であり、また、臨時財政対策債については、本来の地方交付税に還元することが必要であると認識しています。

今後とも、地方税財源の充実が図られるよう、全国知事会などを通じて、機会をとらえて国に働きかけていきます。

.....

<要望事項>

(3) ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、自治体にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理など各種行政サービスを享受していることに着目して利用者に負担していただく税であり、県、市町村の双方の行政運営に欠かすことのできない財源となっていることから、県としても堅持するよう、全国知事会等を通じた要望を行っています。

なお、令和3年度税制改正においては、現行制度が維持されることとなりました。

.....

<要望事項>

(4) 超高齢化・人口減少などの急激な社会環境の変化に緊急に対応するべく、地域の様々な公共的活動への支援や交通不便地域の住民の交通手段の確保といった、既存の財政制度の枠組みでは十分対応しきれない財政需要を満たすため、都市自治体の基幹税の確保や財政調整制度の充実強化を図るとともに、連帯して経費を賄う「協働地域社会税（仮称）」の創設など地方の新たな財源確保の取組が進むよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするため、地方の税財源を確保・充実するよう、県は国に強く要望しています。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて働きかけていきます。

また、全国市長会で検討されている「協働地域社会税（仮称）」は、条例で税率等を定めることとなっている住民税や固定資産税などの超過課税を利用する仕組みとなっていますが、今後もその性格や影響等を勘案しながら必要に応じて要望していきます。

.....

<要望事項>

2 国庫補助負担金等の充実

(1) 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るとともに、特に全国一律の対応を求める補助事業の創設にあっては、十分な準備期間を確保し、自治体の状況に合わせた活用ができる制度設計とするよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【政策局】

国庫補助負担金の削減等に当たっては、その所要額を確実に税源移譲するなど、地方自治体の裁量権の拡大につながる措置がなされるよう、国に働きかけていきます。

また、地方超過負担は、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、国に強く要望しています。

併せて、全国一律の対応を求める補助事業の創設は、国が地方自治体に影響を及ぼす施策となるものであり、地方が事前に検討期間を十分確保できるようにするとともに、地方の意見を政策に反映するよう国に働きかけています。

.....

<要望事項>

(2) 社会資本整備総合交付金について、国の施策であるコンパクトシティ推進等に寄与する市街地再開発事業に関して、円滑な事業執行を図るため、引き続き十分な予算を確保するよう国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

市街地再開発事業は、鉄道駅周辺等において都市機能の更新を進めることにより、コンパクトなまちづくりに資するものと認識しています。

県としては、引き続き市町と連携し、円滑な事業執行を図るため十分な予算措置が講じられるよう、「神奈川の市街地整備に関する要望活動」等を通じて、国に要望していきます。

＜要望事項＞

3 新たな公債費負担軽減対策制度の創設

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から平成24年度まで実施され、平成25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められていましたが、平成25年度限りで制度が廃止されたところ です。

これまでの間、高利率の地方債の償還は一定程度進んできていますが、県内市町村は厳しい財政状況にあることから、公債費負担の軽減について、引き続き国に対して働きかけていきます。

なお、県独自の公債費負担の軽減策として、過去に県内市町村が、公共施設等整備のために民間金融機関等から借入した資金を、低利の市町村振興資金貸付金へ借換できることとしています。

＜要望事項＞

4 普通交付税不交付団体の較差解消及び特例債の創設

(1) 厳しい財政状況の中、財政力指数による国庫補助金等の較差が設けられ、さらに臨時財政対策債の借入れができなくなるなど、普通交付税不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされ、財政運営に苦慮している。不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

こうしたことから、御要望の趣旨も踏まえ、国庫補助金等の補助率の較差の解消等を国に求めていきます。

＜要望事項＞

(2) 幼児教育・保育の無償化やGIGAスクール構想など、国の主導による全国一律の施策を実施する際に、不交付団体は交付団体以上に大きな財源負担を強いられており、厳しい財政運営を余儀なくされていることから、不交付団体に対しても財源が確実に配分される制度設計となるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・福祉子どもみらい局・教育局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて働きかけていきます。

幼児教育・保育の無償化については、地方交付税不交付団体の地方負担分が地方消費税増収分を超過した場合に、特例交付金の継続などの財源措置を行うよう国に要望を行っています。

GIGAスクール構想については、児童・生徒への1人1台の端末整備や、校内通信ネットワーク整備に対し、国において、一部、地方財政措置がされているとともに、令和2年度は、要件に該当すれば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用可能とされました。地方財政

措置も含め、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望していきます。

3 社会福祉施策の充実

<要望事項>

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉等多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

一方で、社会保障施策の柱の一つである国民健康保険制度では、自治体における医療費助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額、また、障害者福祉施策の一つである重度障害者医療費助成制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増等の課題に直面しています。

については、社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成は減額措置を行わないこととされ一部改善されたが、全面的に撤廃するよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等の削減措置の全面廃止について国へ働きかけを行っています。

<要望事項>

2 重度障害者医療費助成制度の充実

(1) 重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障害者の1級の入院及び療育手帳B1の方まで拡大すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県の補助対象は、身体障がい者1・2級、IQ35以下、身体障がい者等級3級でかつIQ50以下、精神障がい者等級1級の重度障がい者（精神障がいは通院に係るもの）が対象となっています。療育手帳B1の方や、精神障がい1級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しています。

制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実情が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議していきます。

<要望事項>

(2) 重度の身体・知的・精神障害者の医療費助成制度について、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聴きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いいたします。

制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実情が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議していきます。

.....
<要望事項>

- (3) 地域間で助成対象者に格差が生じないよう全国统一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望していきます。

4 地域保健医療対策の充実

<要望事項>

すべての人が健康で心豊かに生活できる活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保等が喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療費助成等の支援も必要となっています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持

- (1) 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望しているところです。

医師養成に当たっては、県では中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでいます。なお、医師不足に対応するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから国に要望を行い、令和4年度までの入学定員の増員分は、暫定延長されることになりましたが、令和5年度以降においても地域枠が維持できるよう、引き続き、国に要望していきます。

また、産科医の確保育成に向け、県産科医会等と連携して学生や研修医に早い段階から産科の魅力に触れる機会を提供する事業を実施しており、今後も引き続き積極的に取り組んでいきます。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組むとともに、必要に応じて国へ働きかけていきます。

.....
<要望事項>

- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、周産期救急医療システムにおける医療圏格差の解消や産科医師等分娩手当補助事業の拡充を図ること。

《対応状況》【健康医療局】

分娩環境の確保に当たっては、県内の医療機関や産科医師の団体などと連携して、限られた医療資源を有効に活用するため、ハイリスクの分娩と通常の分娩を扱う施設の役割分担を明確化し、産科医師を拠点施設に集約化しつつ、妊婦検診などを行う地域の診療所や病院との連携を進めています。

特に、緊急時については、既に県独自の「神奈川県周産期救急医療システム」を構築しており、県内を6つのブロックに分け、基幹病院、中核病院、協力病院を指定し、妊産婦の救急搬送などに対応しています。

地域格差については、医療機関や専門家で構成する「周産期医療協議会」において、地域の状況を共有しながら検討を進めているところです。

また、周産期医療体制を維持するため、産科医師等分娩手当補助事業については、令和3年度当初予算において、引き続き所要額を措置しました。

＜要望事項＞

- (3) 軽症から急性期までの様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助などの総合的な救急医療体制の整備・充実を図ること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、救急医療体制の充実については、主に地域医療介護総合確保基金を活用して推進しています。

身近な市町村単位での提供が困難な小児科、眼科、耳鼻咽喉科の初期・二次救急診療事業の実施に当たっては、更なる基金の活用に向けて、十分な財源配分が受けられるよう国に対して要望していきます。

＜要望事項＞

2 医療従事者の養成・確保に対する支援

- (1) 深刻な医師・看護師不足に対応するため、医師・看護師等の修学資金の拡充を図るなど、医師の確保、看護師の養成・確保について必要な措置を講じること。特に、県立足柄上病院を含む県立病院における医療体制の充実を図ること。

《対応状況》【健康医療局】

医師養成に当たっては、県では中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでいます。なお、医師不足に対応するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから国に要望を行い、令和4年度までの入学定員の増員分は、暫定延長されることになりましたが、令和5年度以降においても地域枠が維持できるよう、引き続き、国に要望していきます。

なお、現在、65名の医師が県内医療機関で勤務しているところであり、引き続き、この制度を活用して、医師の確保に努めていきます。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組んでいきます。

県立病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標において、多様な採用方法などにより、質の高い医療人材の確保に努めることや、専攻医の積極的な受入れなどにより、医療従事者の人材育成に貢献するよう指示しています。

.....
<要望事項>

(2) 地域の実情に応じた医療体制の確保や医師が不足する病院等の経営基盤の安定化を図るため、地域医療介護総合確保基金の更なる活用等、地域医療体制の維持に向けた十分な財源措置を講じること。

<<対応状況>>【健康医療局】

県は「地域医療介護総合確保基金」を活用して、地域医療構想で示す将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すため、将来において不足する病床機能の確保及び連携を推進し、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実を図るとともに、将来の医療提供体制を支える医療従事者を確保・養成しています。

また、国に対して各事業区分に十分な額を配分するとともに、同基金をさらに活用しやすくするために事業区分間の融通を認めること、都道府県が年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付することを要望しています。

.....
<要望事項>

3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、県として、国に対して、「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

.....
<要望事項>

4 小児医療費助成制度の充実

(1) 小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っていますが、一部負担金や所得制限の撤廃の今後の方向性については、対象者が多く、県民への影響も大きいため、慎重に検討していきます。

なお、通院に係る小児医療費助成制度については、県と市町村との協議により、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校就学前までの子どもを補助対象としていることから、補助対象年齢の引き上げは考えていません。

県としては、同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

.....
<要望事項>

(2) 対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っていますが、一部負担金や所得制限の撤廃の今後の方向性については、対象者が多く、県民への影響も大きいため、慎重に検討していきます。

なお、通院に係る小児医療費助成制度については、県と市町村との協議により、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校就学前までの子どもを補助対象としていることから、補助対象年齢の引き上げは考えていません。

県としては、同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

＜要望事項＞

- (3) 所得制限限度額を現行の児童手当法に基づくものに見直すとともに、小・中学生の入院に係る現物給付分を補助対象とすること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っていますが、所得制限の撤廃や入院の医療費に係る今後の方向性については、対象者が多く、県民への影響も大きいため、慎重に検討していきます。

5 保育施策の充実

＜要望事項＞

少子・高齢社会が進行し将来人口の減少が見込まれる中、少子化対策は、国はもとより各自治体にとって喫緊の課題となっています。こうした中、国においては、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て環境の改善を図った一方で、保育需要の増大が依然として見込まれるところです。

他方、各自治体においては、保育施策等の子育て環境の充実に不断の努力を重ねているところですが、厳しい財政状況の中、様々な課題に直面しています。

については、子育て環境の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 保育士の確保及び処遇改善

- (1) 保育士不足を解消するために、保育士の人材確保や処遇改善に向けた取組を早急に実施し、保育士数の増加を図るよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があり、県では、これまで、国に対し、他の職種の給与水準を踏まえた処遇改善について要望してきました。

また、保育士不足が顕在化し、保育士確保の取組が急務であることから、様々な手段を尽くして待機児童対策及び保育士確保の取組に対する支援について要望してきました。

これらのことについて全国の自治体等から国に要望した結果、令和2年度までの8年間で約14%の保育士の賃金引き上げなどが実現しました。

今後も、県として、保育士の処遇改善及び人材確保が図られるよう、要望していきます。

＜要望事項＞

- (2) 県内自治体間で格差を生じさせないよう、保育士給与の上乗せ補助等の県独自の処遇改善を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整等、県内の人材

確保に向けた積極的な取組を行うこと。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

待機児童を解消するため、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善は重要です。

県では、これまで、保育士の処遇改善は、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものであると考え、国に対して保育士賃金の引き上げなど、処遇改善について要望してきており、令和2年度までの8年間で約14%の賃金引き上げが実現しました。

また、保育対策協議会において、保育士確保策について市町村と協議した結果を踏まえて、令和元年度から、潜在保育士の復職を促進するための短時間保育士雇上事業費補助や養成施設の学生の就職を促進するための養成施設就職促進事業などの事業を実施し、令和2年度からは、保育所等の働きやすい職場環境づくりの支援を行う保育所等就業継続支援事業を実施しています。

今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組内容について市町村と協議しながら、取組を進めていきます。

.....
<要望事項>

2 幼児教育無償化に対する財政支援

- (1) 補助対象の拡大や無償化により増大する事務負担については、その財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、新たに生じた事務等に対する補助制度を創設するなど、国が責任を持って全ての財源を確保するよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育無償化に係る費用については、県・市町村に新たな財政負担を生じさせることなく、国において必要な財源措置を取るよう要望しています。

幼児教育無償化に係る事務費については、初年度と2年目にあたる令和2年度限り全額国費で負担するとしており、認可外保育施設の事務については、経過措置期間5年間は全額国費で負担されます。無償化の実施により、従来市町村が行っていた3歳から5歳児の保育料の決定や徴収事務がなくなることから、新たに発生する事務と軽減される事務を総体的に御判断いただきたいと思いません。

.....
<要望事項>

- (2) 保育需要の増大への対応として、保育所の整備に係る補助金等の充実を図り、待機児童を生じさせない対策を早急に実施するよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

保育需要の増大への対応として、保育所等の整備への補助、幼稚園の2歳児預かりの円滑な実施、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善Ⅱ等加算の対象者の拡充など、様々な手段を尽くした受け皿確保に対する支援について、国に要望を行っています。

6 教育行政の充実

<要望事項>

少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。このような時代にあって、明日を担う人づくりを進めるに当たり、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、社会の変化を柔軟に受け止めることができる人の育成が求められています。

神奈川県教育ビジョンは、自己肯定感を基盤として、「他者を尊重し多様性を認める思いやる力」、「自立してたくましく行き抜くことのできる力」、「社会との関わりの中で自己を成長させ社会に貢献する力」の育成を掲げています。さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するための特別支援教育の教職員配置等の充実・強化、不登校等の学校不適應への対策、小学校での外国語教科化や確かな学力の定着を図る取組等を進めるため、次の事項について要望します。

1 教員数配置の充実強化

- (1) 学級編制の弾力化、少人数学級編制の推進及び教室活動での密集回避を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)を改正し、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても35人学級の維持・拡大に取り組むこと。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会では、計画的かつ段階的に少人数学級の拡充を図るとともに、加配定数を維持した上で、少人数学級の実施に要する定数を新たに義務標準法に位置付けるよう、令和2年11月に教育長が国に対し要望を行ったところです。

文部科学省では、令和2年12月に、少人数による指導体制の計画的な整備について義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を令和3年度から5年かけて35人に計画的に引き下げることとされ、国の令和3年度当初予算案に教職員定数増を行うことが盛り込まれたことから、県教育委員会として、小学校2年生の少人数学級実施に向けて、必要な定数増を行ってまいります。

<要望事項>

- (2) 教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保するため、1クラスの人数を減らす措置と並行し、少人数学級の学級担任や学級担任外の教職員を増員すること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会では、計画的かつ段階的に少人数学級の拡充を図るとともに、加配定数を維持した上で、少人数学級の実施に要する定数を新たに義務標準法に位置付けるよう、令和2年11月に教育長が国に対し要望を行ったところです。

文部科学省では、令和2年12月に、少人数による指導体制の計画的な整備について義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を令和3年度から5年かけて35人に計画的に引き下げることとされ、国の令和3年度当初予算案に教職員定数増を行うことが盛り込まれたことから、県教育委員会として、小学校2年生の少人数学級実施に向けて、必要な定数増を行ってまいります。

なお、学級担任外の教職員を増員することについては、本県の厳しい財政状況の下で、県単独の事業として加配定数を措置することは困難ですが、今後とも国の動向を注視しつつ、必要な予算の確保に努めてまいります。

<要望事項>

- (3) 学級数、児童・生徒数が多く、特に課題を抱えている学校においては、教頭の業務負担が大きく、深刻な課題となっている。多様化する課題に適切に対応するため、教頭の複数配置など、人員体制の拡充を図ること。

《対応状況》【教育局】

教頭の業務負担の軽減に当たっては、基本的には、校長・教頭の学校運営を補佐する総括教諭の役割を踏まえた運用や既存の加配定数の活用による対応をお願いするものですが、各学校の規模や抱える課題に応じて、教頭の複数配置について、弾力的な配置も検討していきます。

ただし、現時点においては、いわゆる義務標準法に定めのない定数外の配置については、県の厳しい財政状況の下では困難です。

<要望事項>

- (4) 令和2年度から全面实施とされた小学校の外国語教科化に伴い、専科教員の加配措置の充実について国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

小学校外国語教育における指導体制の充実に向けて、国の専科教員加配を活用し、令和元年度から県域で英語専科教員を配置しており、令和3年度も引き続き、県域に68名の英語専科教員を配置する措置を講ずることとしました。

また、国に対しては、小学校における英語専科教員の加配措置の充実等について、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」等を通じて要望しており、国の動向をとらえながら引き続き要望していきます。また、令和2年11月には、英語専科担当教員の基礎定数化を行うよう、教育長が国に対し要望を行ったところです。

<要望事項>

2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

- (1) 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等の加配や、非常勤講師、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

特別支援教育コーディネーター等については、いわゆる義務標準法に定めがないことから、県単独事業として加配定数を措置する必要があり、県の厳しい財政状況の下では困難です。

特別支援学級については、義務標準法に基づき1学級当たり8人を上限とする学級に教員を配置するとともに、学級担任のほか児童・生徒数を勘案し、予算の範囲内で加配措置を講じています。

県教育委員会としては、特別支援学級の教職員定数を改善するよう、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に働きかけるとともに、引き続き予算の確保に努めていきます。

また、文部科学省で、平成28年7月に取りまとめられた「次世代の学校指導体制の在り方について」において、特別支援教育の対象となる子どもの増加への対応として、教職員定数の充実が記載されていることから、今後も国の動向を注視していきます。

人的体制の充実に向けては、教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面や生活面での特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うための非常勤講師を派遣しています。非常勤講師の配当時間の拡充については、現在の厳しい財政状況の下では困難ですが、その重要性は十分認識しており、今後とも必要な予算の確保に努めていきます。

さらに、インクルーシブ教育の推進に向けて、児童・生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内の教育相談体制の構築を目指し、学校内外の人的・物的資源をコーディネートする「教育相談コーディネーター」を研修により養成し、県内全公立小中学校（指定都市及び中核市を除く）の各校で1名以上指名しています。

今後も継続し、各学校に複数の教育相談コーディネーターを配置できるように取り組んでいきます。

また、教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き、国に要望していきます。

さらに、通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒の支援について、県教育委員会としては、

特別支援学校のセンター的機能を活用して、小・中学校等への支援を行っていますが、今後もそうした機能のさらなる推進を図っていきます。

.....

<要望事項>

- (2) 特別支援学級において医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に対する財政措置の拡充について、国に働きかけること。

<<対応状況>>【教育局】

県教育委員会では、公立小・中学校において医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するために、県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、県立特別支援学校に配置した看護師が巡回する支援を行っていますが、今後もそうした機能のさらなる推進を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に係る地方財政措置の拡充については、引き続き国に要望していきます。

.....

<要望事項>

3 不登校等の学校不適応対策

- (1) かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むとともに、年間245時間の勤務時間を確保すること。

<<対応状況>>【教育局】

教育支援センター（適応指導教室）専任教員は、県単独予算として配置しており、これ以上の増員は困難ですが、現在の配置継続に努めています。

スクールカウンセラーについては、指定都市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しましたが、国庫補助率が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことから、現行制度の中で小学校全校へ単独配置することは、県の厳しい財政状況の下では困難です。

また、スクールカウンセラーの必要な勤務時間数を確保できるよう、都道府県教育委員会の意向を踏まえた国庫補助額の決定等について国に働きかけています。あわせて、国庫補助率の引き上げ等についても、県教育委員会として要望するとともに、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しており、今後も継続して働きかけていきます。

.....

<要望事項>

- (2) 児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）について、派遣の拡大及び配置を維持すること。

<<対応状況>>【教育局】

問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置しており、令和3年度は、2人増員して48人を配置する措置を講ずることとしました。引き続き、学校と関係機関との連携による対応に努めています。

今後、市町村教育委員会と検討・協議を行い、県・市町村の役割分担等を整理した上で、各市町村の状況に応じた配置計画を作成し、県によるスクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充に向けた検討を進めていきます。なお、スクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等については、県として要望するとともに、県教育委員会としても、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しており、今後も継続して働きかけていきます。

<要望事項>

4 県費学校栄養職員の配置基準見直し

食育推進と学校給食の充実を図るため、学校給食単独調理場校への県費栄養職員を550人未満の学校でも1人を配置するよう標準法の基準を見直すこと。また、共同調理場においても配置人数を拡充するよう見直すこと。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会では、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しています。

また、県教育委員会としても、学校規模や給食の実施方法に関わらず、学校栄養職員等を各校に1名配置できるよう、義務標準法に定める配置基準を見直すよう、令和2年11月に教育長が国に対し要望を行ったところです。県の厳しい財政状況の下、義務標準法に規定のない県単独事業による加配で、学校栄養職員等の配置を実現することは難しいのが実情ですが、今後とも国の動向を注視してまいります。

<要望事項>

5 GIGAスクール構想の実現に向けた補助金の充実

義務教育段階における児童・生徒のICTを活用した学習環境整備に向け、地方交付税不交付団体における地方財政措置分についても公立学校情報機器整備費補助金の交付対象とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

国において、3クラスに1クラス分の端末整備については、地方財政措置がされているとともに、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用可能とされました。

県教育委員会としては、こうした状況を踏まえつつ、市町村教育委員会の負担を鑑み、地方財政措置分も含め、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望してまいります。

7 都市環境行政の推進

<要望事項>

地域社会における快適な生活環境の形成には、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた廃棄物処理政策の推進が重要です。廃棄物処理政策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全にも寄与します。

全国的に、廃棄物処理施設の老朽化が進む中で、将来にわたり、安全で安心な廃棄物処理を継続していくためには、既存施設の計画的な維持管理や施設の長寿命化、建替えに向けた取組が必要です。さらに、平成30年3月に改定された災害廃棄物対策指針においては、近年頻発する大規模地震等の災害に備え、国、都道府県、市区町村の役割が明確化され、災害廃棄物の受入施設の増強や組織体制の強化などが急務となっています。

また、現在の家電リサイクル法に基づく費用負担の仕組みでは、家電製品の不法投棄が後を絶たず、処理を行う自治体の負担となっています。

については、都市環境行政の推進を図るため、次の事項について要望します。

1 廃棄物処理対策

- (1) ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

ごみ処理広域化により整備する中継施設については、範囲を限定せずに全て交付対象とすることを国に要望しており、今後も国の動向を注視しながら働きかけていきます。

＜要望事項＞

- (2) 廃棄物処理施設については、特に環境への留意が必要となる施設であるため、解体に係る経費について、解体後に跡地利用の予定がない、もしくは、ごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付対象となるよう、交付基準の緩和を国に働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

廃棄物処理施設の解体に係る経費については、廃棄物処理施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うことを国に要望しています。

＜要望事項＞

- (3) 循環型社会の構築及び不法投棄を未然に防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

家電製品の指定品目の追加については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行により、リサイクルの対象となる家電製品が拡大されています。

リサイクル・収集運搬費用については、購入時に支払う方式に改善することを国に要望しています。

＜要望事項＞

2 有価物等の取扱者への規制・指導

再生業者の保管庫等において高く積まれた鉄くず等の火災や倒壊事故が発生し、周辺住民に不安を与えている。鉄くず等のうち有害使用済機器については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、適正に保管するよう規制や指導が行われることとなったが、火災及び倒壊事故の原因となった金属スクラップ等は有価物であることから、法規制の対象外となっている。このため、廃棄物と同様に金属スクラップ等の有価物、資源物についても、取り扱う事業者に対し、広域的な規制や指導ができるよう、県において条例整備などに取り組むこと。

《対応状況》【環境農政局】

法の対象となっていない金属スクラップ等の取扱者に対する規制及び指導については、個別の事案に応じて、事業者に安全確保の自主的な取組を求めることとしていますが、その効果が認められない場合は、法の規制対象に含めるよう国に要望していきます。

8 都市基盤の整備

<要望事項>

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、都市基盤の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、快適で活力あふれる持続可能な地域社会の実現のため、次の事項について要望します。

1 道路の整備

国・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国へ働きかけるとともに積極的に取り組むこと。また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化及びE T Cの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備や橋梁の新設・架替を進めているところであり、引き続き必要な道路予算の確保などについて、国に働きかけるとともに、国道等の整備に取り組んでいきます。

道路公社が管理する道路の無料化については、開通後の利用交通量が計画を下回る道路もあり、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。

E T Cの導入には、多額の費用を要することから、道路公社では、比較的安価で、新しい技術であるネットワーク型E T Cの導入に向け、本町山中有料道路で社会実験を実施したところですが、本格導入に当たっては、E T Cカードを発行する全てのクレジット会社の協力を得て、料金処理システムを変更してもらう必要があるなど、まだ解決すべき課題はありますが、引き続き、県と道路公社は、ネットワーク型E T Cの導入に向け、検討を進めていきます。

広域農道の整備については、引き続き国の予算確保に努めながら、事業路線全体の早期完成を目指していきます。

<要望事項>

2 河川・海岸の整備

(1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持、歩行空間等の環境整備に取り組むこと。

《対応状況》【県土整備局】

県では、過去に水害が発生した河川や都市化の進展が著しい地域を流れる18河川について、「都市河川重点整備計画」に位置付け整備を進めています。

河川に堆積した土砂撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望いただいているため、重点的に取り組んでいます。

こうした河川の整備や堆積土砂の撤去については、「神奈川県水防災戦略」に基づき、地元や市町村からの要望を踏まえ、計画的、重点的に実施していくこととしています。

また、河川における歩行空間等の環境整備については、具体的に御相談ください。

<要望事項>

(2) 海岸の保全について、侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保や海岸周辺の魅力向上、環境整備等の海岸管理対策に取り組むとともに、パーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限するための対策を講じること。

《対応状況》【県土整備局】

相模湾沿岸の砂浜は、景観を含めた優れた自然環境を構成する重要な要素であり、優れた消波機能のほか、地域の文化・環境・海洋性レクリエーションの活動の場としての機能を有しています。

そのため、県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を実施しています。

また、令和元年度から本計画の見直しに向けた検討を進め、令和2年度の改定を目指して取り組んでいます。

今後も海岸の特性に応じた養浜事業を実施し、砂浜の回復に引き続き取り組んでいきます。

また、県は、関係市町や庁内関係部局で構成する「安全・安心で個性と魅力ある海岸づくり推進会議」で定めた「今後の取組方針」に基づき、バーベキュー等海岸利用の適正化に向けて、市町と連携して周知・啓発等に取り組むこととしており、引き続き、関係市町とともに検討していきます。

＜要望事項＞

3 急傾斜地崩壊対策の推進

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域指定を迅速に進めるとともに、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に働きかけること。また、国の公共事業採択基準未滿のがけに対する県単独事業を拡大し、がけ整備を促進すること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、地域の方々からの要望を踏まえて、急傾斜地法に基づき、市町村の御協力をいただきながら、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び施設整備を進めています。

公共事業の採択基準の緩和については、「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」や予算要望時等において、国に要望しており、令和2年度からは、要配慮者利用施設かつ地域防災計画に位置付けられた避難路が保全対象に含まれる斜面については、がけの高さが10m以上から5m以上に緩和されました。今後も引き続き、機会あるごとに要望していきます。

また、県単独事業については、令和2年2月、「神奈川県水防災戦略」を策定し、中長期的な視点で取組みを加速させるハード対策に、急傾斜地崩壊防止施設の整備を位置付け、予算の拡充を図ったところです。今後も地元の御協力をいただきながら、急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組んでいきます。

＜要望事項＞

- (2) 急傾斜地崩壊防止工事について、要望区域内に不在地主がいる場合、土地所有者の承諾を得られず施工が不可能となるケースがあるため、土地所有者の承諾に係る条件を一部緩和すること。また、要望区域内に公共用地が含まれる場合に、要望区域からの除外等をせず、以前と同様に施工すること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上あり、かつ、保全対象となる人家が5戸以上ある自然のがけ地において、土地所有者等からの要望を踏まえて、急傾斜地崩壊対策事業を実施しています。

土地所有者が不明な場合は、土地使用についての意向が確認できないため、事業実施は困難ですが、不在者財産管理人制度の活用により実施できる場合があります。

また、がけ地の大部分が公共用地となっている場合は、急傾斜地崩壊対策事業の実施は困難ですが、公共用地が部分的に含まれる場合については、地元市町と結ぶ協定に基づき対応しています。

＜要望事項＞

4 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して

適切に配分するよう国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金については、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」等において国に要望していますが、今後も機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

5 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。

《対応状況》【県土整備局】

ノンステップバスの導入は、バス事業者が行うものと認識していますので、支援制度の創設については、考えていませんが、県ではバス事業者による当該車両の導入に対し、自動車税の種別割や環境性能割を減免するといった税制上の措置を講じています。

9 自治体情報セキュリティクラウドの整備

＜要望事項＞

平成27年の日本年金機構の情報漏えい事案を踏まえ、国は自治体に対し、いわゆる「三層の対策」を講じるよう要請、これを踏まえ神奈川県内の自治体については、県が主導し構築した神奈川情報セキュリティクラウドを利用しています。

この間、情報セキュリティに関わる事件等は大幅に減少するなど、セキュリティ確保の点では大きな改善が見られた一方、働き方改革等の新たな時代の要請に対応していくうえでの課題となっています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響下で、テレワーク等の新たな生活様式を作り上げていくことが求められており、こうした状況に合わせた情報セキュリティクラウドの再構築が必要です。

こうした中、令和4年2月に現行の神奈川情報セキュリティクラウドの運用期間が終了することから、次のとおり要望します。

国のガイドラインの見直し等の動向を見据えながら、セキュリティを確保しつつ、県内自治体が、新たな生活様式に対応した効率的・効果的な勤務スタイルを構築するとともに、利便性の向上を図れるよう次期セキュリティクラウドの対応を早急に検討し、情報提供すること。また、この検討に当たっては、自治体の意見を十分に反映させるとともに、参加及び利用範囲の判断は自治体に委ねること。

《対応状況》【総務局】

神奈川情報セキュリティクラウド(KSC)は、令和4年3月に更新時期を迎えることから、令和2年8月に総務省から提示された次期自治体情報セキュリティクラウドの整備に係る指針を踏まえ、整備する必要がありますので、検討状況についてはすみやかに情報提供していきます。

また、検討に当たっては、今後、市町村の意見も伺いながら、セキュリティレベルの一層の向上を図りつつ、使い勝手の良いセキュリティクラウドの整備を目指したいので、市町村の御協力をお願いしたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症対策

<要望事項>

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等

- (1) 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を想定し、自治体において柔軟な対策を講じることができるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の更なる拡充や複数年に渡る財政支援、地方裁量の拡大について国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、臨時交付金）については、これまで国に対して、自由度の高い柔軟な制度とするとともに、その増額について全国知事会を通じて、または県から直接要望を行ってきたところです。

これらの要望を受け、国では令和3年1月に臨時交付金について1.5兆円の追加措置がなされたところですが、引き続き各地域の実情に応じた経済社会対策が必要であり、臨時交付金については、今後の感染状況も踏まえ、必要に応じた予備費の活用も含めた交付金の増額のほか、令和3年度においても、地方が必要とする額を確保することを、あらゆる機会をとらえて国に求めています。

<要望事項>

- (2) 市税減収分の補填に当たっては、地方交付税だけでなく、減収補填特例交付金等の手法により、全ての自治体に対し確実に措置されるよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

新型コロナウイルス感染症への対応について、地方自治体に対し必要な財政措置を講じるよう国に強く要望しています。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて働きかけていきます。

なお、令和2年4月の国の緊急経済対策に基づき、中小事業者等に対する固定資産税等の軽減措置等によって生ずる地方自治体の減収分については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により補填されることです。

<要望事項>

- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応が長期化し、職員手当等の人件費の増加が見込まれる中、保健所や公立病院の設置状況など自治体の規模を踏まえ、財政運営に支障が生じることのないよう財政支援の拡充を国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

新型コロナウイルス感染症への対応について、地方自治体に対し必要な財政措置を講じるよう国に強く要望しています。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて働きかけていきます。

<要望事項>

2 地域経済支援策の拡充

- (1) 従業員等の休業に伴う工場の操業停止やイベントの自粛要請等により資金繰りが困難となり、事業存続に関わる重大な事態となっている事業者に対し、経営支援や従業員の雇用継続及び促進のための更なる支援を実施するよう国に働きかけるとともに、県においても同様の対策を講じること。

《対応状況》【産業労働局】

経営支援に係る国への働きかけについては、一時支援金について、支給対象の拡大や支給額の上

限引き上げ、売上げ要件緩和など、大幅な拡充を図るとともに、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和、企業規模に応じた支給額の引き上げ、民間金融機関の実質無利子・無担保融資の期間延長などについて、全国知事会等を通じて引き続き国に要望していきます。

雇用継続及び促進のための更なる支援に係る国への働きかけについては、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・休業給付金の更なる対象拡充・延長に加え、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付金について、非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制の整備を図るほか、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うよう、全国知事会を通じて要望していきます。

また、基金を活用した緊急雇用創出事業を早急に創設するよう、国に対して直接要望を伝えるとともに、全国知事会を通じ緊急提言を行いました。引き続き、国に対して、緊急雇用創出事業の創設について、要望していきます。

経営支援に係る県の対応については、現在、6,000万円まで、融資当初3年間を実質無利子・保証料負担最大ゼロ、元金の返済が猶予される据置期間最大5年間の「新型コロナウイルス感染症対応資金」を設け、事業者の資金繰り支援を行っており、6,000万円を超える場合でも、低利・固定金利で、保証料負担を最大ゼロとする「新型コロナウイルス対策特別融資」などで、売上げの減少した県内中小企業者の事業継続を支援しており、令和3年度当初予算においては、融資枠を過去最大の3,000億円とした上で、新型コロナウイルス関連融資により感染症の影響を受ける中小企業等の資金繰りを支援する経費を措置しました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少など事業に影響を受けている中小企業者を支援するため、デリバリー・テイクアウトの取組などの感染防止対策への補助や、現在の業態では事業継続が難しい事業者に対する製造ラインの変更などによるビジネスモデル転換事業への補助、ITサービス導入に取り組む経費を補助する制度を、令和2年度に創設したほか、新型コロナウイルス感染症の主要な感染源の一つと思われる会食時の飛沫感染を防ぐため、アクリル板等を県で調達し、無償貸付を実施することでそれらの普及を促す事業を開始しました。これらの事業は、引き続き、令和3年度当初予算においても措置しています。

県としては、Withコロナ、さらにはアフターコロナを見据え、こうした施策によって、引き続き中小企業の事業継続を支援していきたいと考えています。

さらに、消費喚起に向けた支援として、新型コロナウイルス感染症拡大による消費の冷え込みに対し、県内の需要を喚起し、製造業を支援するため、県民等が県内の工場で製造された製品を購入する際の割引（1件当たり割引率10%以内、上限20万円）を支援する「県内工業製品購入促進事業」を実施しているほか、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少などの影響を受けた商店街団体等に対して、商店街が発行するプレミアム商品券のプレミアム分等を支援する事業を実施しました。これらの事業は、引き続き、令和3年度当初予算においても措置しています。

加えて、消費意欲の減退した消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、キャッシュレス決済時に、決済額の20%（1人当たり上限4,000円相当分）を還元する「県内消費喚起対策事業」については、令和2年度繰越事業として令和3年度実施する予定です。

雇用継続及び促進のための支援に係る県の対応については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う失業者等の増加に対応するため、「かながわ若者就職支援センター」及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリング等を充実・強化するとともに、合同就職面接会及びミニ企業相談会を実施して様々な業種へのマッチングを行い、失業者等の就業を促進していきます。

また、新たに就職氷河期世代を対象に、正社員に求められるスキルや心構えを学ぶための実習型プログラムを提供する「(仮称)かながわジョブテラス」を創設します。

さらに、県内企業のテレワーク導入支援についても、引き続き実施していきます。

<要望事項>

- (2) 各種イベントの開催や消費喚起につながる需要刺激策等に関する継続的な支援を実施すること。

《対応状況》【国際文化観光局・産業労働局】

消費喚起に向けた支援として、新型コロナウイルス感染症拡大による消費の冷え込みに対し、県内の需要を喚起し、製造業を支援するため、県民等が県内の工場で製造された製品を購入する際の割引（1件当たり割引率10%以内、上限20万円）を支援する「県内工業製品購入促進事業」を実施しているほか、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少などの影響を受けた商店街団体等に対して、商店街が発行するプレミアム商品券のプレミアム分等を支援する事業を実施しました。これらの事業は、引き続き、令和3年度当初予算においても措置しています。

加えて、消費意欲の減退した消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、キャッシュレス決済時に、決済額の20%（1人当たり上限4,000円相当分）を還元する「県内消費喚起対策事業」については、令和2年度繰越事業として令和3年度実施する予定です。

また、令和3年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送等の機会をとらえて、鉄道事業者等と連携したプロモーションを実施していきます。

.....
<要望事項>

3 生活困窮者への支援

事業者の休業実施により正規、非正規社員を問わず失業者が発生し、ハローワークへの相談件数や生活困窮者支援窓口の相談件数が増加している。生活困窮者に対する更なる生活支援の実施について国に働きかけるとともに、県においても同様の対策を講じること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局・産業労働局】

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う失業者等の増加に対応するため、「かながわ若者就職支援センター」及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリング等を充実・強化するとともに、合同就職面接会及びミニ企業相談会を実施して様々な業種へのマッチングを行い、失業者等の就業を促進していきます。

また、生活困窮者に対する更なる生活支援の実施のため、国に対して、国庫補助率の引き上げ等を要望しています。

さらに、生活困窮者自立支援事業の先進的な取組事例や効果の紹介、任意事業未実施市に対し、県や近隣市との共同実施など効率的な実施に向けた調整、県内の支援員の資質向上を図るための研修の実施、支援者間の情報交換の場の設定など、各市の効果的な事業実施を促進するための広域的な取組を進めています。

.....
<要望事項>

4 大規模感染症対策の拡充

(1) 住民の生命や健康に重大な被害を及ぼす大規模かつ広域的な感染症の発生時に必要となる物資について、県で一定の備蓄を行い、県内の発生状況や各医療圏における医療資源の状況等に応じて、医療機関ごとに適切な配分を行うこと。

《対応状況》【健康医療局】

県では、国が開発した医療機関の病床等を把握するシステム、いわゆるG-MISを活用して、各医療機関の医療用物資の備蓄等の状況を把握し、県の備蓄量を管理しています。そして、医療機関からの要請に応じて、適時に必要量を供給しています。また、G-MISを利用していない診療所等に対しては、地域の医師会を通じて、必要な物資を配布しています。

引き続き、県内医療機関への適切な物資の配布に努めていきます。

.....
<要望事項>

(2) 大規模感染症の発生時において、県・市、保健所等との迅速で的確な情報共有を行うための体制を構築すること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、広域的な対策を行う上で必要な基礎情報を集約する仕組みの構築を知事から直接、厚生労働大臣に要望し、新たな情報共有システムであるHER-SYSの構築につなげてきました。

本県でも、令和2年7月からHER-SYSを導入し、全ての保健所で利用するとともに、神奈川モデルに御協力いただいている病院など多くの医療機関で導入されています。

今後も、より多くの医療機関での利用を促進し、県、市及び保健所で共有する情報を充実させ、しっかりと連携できる体制づくりを進めていきます。

要 望 事 項

【安全・安心】

1 地域防災力・災害対策の強化

<要望事項>

1 災害時の踏切早期解放ルールの整備

災害発生時の踏切遮断は、緊急時の避難行動や緊急車両等の通行の妨げとなることから、鉄道業者と協議を行い、災害発生時の踏切の早期開放及び緊急を要する際の遮断踏切通行時のルールづくりを進めるよう国に働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

津波等からの迅速な避難や、円滑な救出救助活動を確保する観点から、災害時の踏切対策は重要な課題です。

そのため、県では、「県・横浜・川崎・相模原防災危機管理対策推進協議会」において、平成 27 年度・28 年度の 2 か年にわたり、国に対して、踏切の早期開放のための鉄道事業者への指導等について要望を行いました。

また、国への働きかけに加え、地域での働きかけも必要なため、今後、鉄道等のライフライン事業者との会合等を通じて、災害時の踏切対策について話し合いを進めていきます。

<要望事項>

2 津波対策の強化

津波対策として、国道 134 号線下への開閉式の防潮扉の設置や防潮堤のかさ上げなどの防災対策を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

国道 134 号に設置されている市管理の地下通路への防潮門扉の設置については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行っていきます。

また、県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備に当たっては、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や関係市町の御意見を伺いながら、施設の整備計画を取りまとめていきます。

2 治安対策の強化

<要望事項>

1 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続

地域における防犯力の更なる拡充を図るため、神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付を継続するとともに、防犯カメラの補助対象台数を拡大すること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県は、平成 28 年度に神奈川県地域防犯力強化支援事業を創設し、令和元年度までの 4 年間で、合計 1,125 台の防犯カメラの設置を支援してきました。

県民の皆様や市町村などからの事業継続要望を踏まえ、同事業を令和 4 年度までの 3 年間に限り継続することになりました。

本事業については令和 5 年度以降の継続は考えていませんが、限られた予算で、より効果的な場所に設置できるよう支援を行っていきます。

＜要望事項＞

2 県市間の情報共有体制の整備

市民の生命や財産に危険が生じる恐れがある事件・事案の発生時において警察から迅速な情報提供を行うとともに、事件・事案の途中経過や終了時においても的確な情報共有を行う体制を構築すること。

《対応状況》【警察本部】

県警察では、地域住民の生命・身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる事案を認めた際の防犯活動として、曜日・時間を問わず速やかに、事案の概要、具体的な防犯対策等の情報を地域住民等に提供するとともに、警察官による通学路等における見守り活動等を実施することとしています。さらに、ピーガルくん子ども安全メールやツイッターなど、県警察が活用している情報提供媒体により、被疑者の手配等に関する情報発信を行っています。

引き続き、地域住民等へ防犯情報が幅広く確実に到達するよう、自治体、教育委員会・学校等の関係機関との連携を密にしなが、適時適切な情報提供に努めています。

【地方行財政】

3 自治体契約事務に係る金額設定の適正化

＜要望事項＞

地方自治法施行令に基準額の定めのある、議会の議決を要する契約及び随意契約が可能となる金額について、長期間見直しが行われておらず現在の社会経済状況と乖離しているため、関係法令の見直しを行うよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

議会の議決を要する契約の金額については、地方自治法施行令第121条の2において基準が定められており、工事等の請負の場合、直近では平成5年に基準が改正されました。この基準は、物価等の社会状況を反映させるとともに、議会のチェック機能を発揮できるよう配慮して定めるものとされています。

随意契約できる金額については、地方自治法施行令第167条の2において基準が定められており、直近では昭和57年に基準が改正されました。この基準は、競争入札の手続を省略することによる効率化のメリットと、競争入札により適正な価格での契約を担保するメリットを比較考量して定めるものとされていますが、地方自治法上、自治体の契約は競争入札により行うことが原則であることに変わりはありません。

こうしたことから、御要望いただいた関係法令の見直しについては、慎重に検討する必要があると考えています。

4 地方消費者行政の充実強化

＜要望事項＞

(1) 地方消費者行政推進交付金の活用期間終了後も全国均一のサービス水準を維持・拡充するため、消費生活相談体制整備事業を地方消費者行政強化交付金の対象事業へ追加すること。また、交付金の交付額の確保及び継続的な財政支援を国に働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、市町村からの要望を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金（推進事業分）については、安定的に継続し交付額を十分に確保すること。」「地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、長期的な支援を行うこと。」を、令和2年8月に国に提案しています。

.....

<要望事項>

(2) 神奈川県消費者行政推進事業費補助金による支援を継続すること。

<<対応状況>>【くらし安全防災局】

県単独の補助金を交付する「神奈川県消費者行政推進事業費補助金」については、その趣旨が国の財政措置終了後の激変緩和措置として時限を定めて設置したのとなつています。

【子育て・健康・福祉】

5 子育て環境・児童福祉施策の充実

<要望事項>

1 子ども・子育て支援新制度の経過措置の廃止

国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、子ども・子育て支援新制度における費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とするよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

県では、1号認定の子どもに対する給付費にのみ設定されている経過措置である「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、機会をとらえて国に要望を行っています。

.....

<要望事項>

2 子ども・子育て支援新制度の充実

(1) 認定こども園を利用する際の認定区分によって生じる保護者負担額の差を是正すること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

認定こども園における満3歳児について、認定区分により利用者負担が異なることについては、施設の中で同一の教育・保育サービスの提供を受ける場合は子どもの認定区分に関わらず、利用者負担が同額となる制度とするよう国に要望を行っています。

.....

<要望事項>

(2) 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用定員が増加した認定こども園の施設型給付費の公定価格における基本分単価を見直すこと。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

公定価格については、都市部における施設の経営実態や、施設運営に係る地域の状況を踏まえた適切な単価設定に努めるよう、国に要望を行っています。

.....

<要望事項>

3 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設

放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合の減免額に対する補助制度を創設すること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的困難を抱え学童保育を利用できない子どもへの支援は喫緊の課題です。16 大都道府県児童福祉主管課長会議においても、低

所得者世帯の放課後児童クラブの利用の機会が失われることのないよう、利用料の無償化制度の創設については国に要望しているところですが、今後も機会をとらえて国へ実情を伝えていきます。

.....
<要望事項>

4 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源について、国の責任において十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

児童扶養手当に係る国の負担比率は、制度創設時から昭和 59 年度までは、10 分の 10、その後、順次減少し、平成 18 年度以降は 3 分の 1 となっています。

これは、離婚の増加による状況変化に対応するため、母子家庭等の自立支援対策推進と併せて、児童扶養手当制度の見直しが行われたことによるものですが、施策推進のために必要な財源を確保するよう、必要に応じて国に働きかけを行っていきます。

.....
<要望事項>

5 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築

児童養護施設を退所した児童・生徒の社会的自立に向けて、住宅確保支援等、県と市が連携した支援体制を構築すること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

県では、児童養護施設などを退所した後も、子どもが多様な支援を受けて自立できるよう、自立援助ホームの開設を検討していきます。

また、退所児童等へのアフターケアとして「あすなるサポートステーション」を設置し、退所児童が抱える住居等を始めとした様々な問題に対する相談について、児童への同行やアドバイスを行うほか、各支援機関との連絡調整を行っています。

こうした取組や、自立に様々な困難を抱える施設退所児童について、各市相談窓口の方々の理解を深め、今後も様々な形で連携し支援していきけるよう、さらに周知していきます。

.....
<要望事項>

6 建物質借料に係る公定価格上の取扱い

土地を借用し、建物を自己所有して運営する保育所等に対し、土地の賃借料に係る公定価格において財政的措置を講じるよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

平成 28 年 4 月から、国から市町村への直接補助である土地賃借料の一部を補助する保育所設置促進事業が実施されているため、そちらの活用をお願いしています。

.....
<要望事項>

7 自主保育に対する補助制度の創設

地域の特色を生かした多様な子育て支援を図るため、施設に通わず保護者や支援者が身近な自然の中で保育を行う自主保育の運営に対し、県において補助制度を創設すること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

御要望にある自主保育は、特定の施設を持たず運営されており、認可外保育施設としての届出もないことから実態を把握できず、保育内容についても基準がなく公的支援に値するかどうか判断できないため、御要望には添いかねます。

<要望事項>

8 幼児教育類似施設への補助の充実

幼児教育・保育の無償化について、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う、保育の必要性のない子どもを早急に無償化の対象とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育・保育の無償化について、国は、幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子どもを対象とすることを原則としています。

例外的に保育所に入れない児童が多くいることを踏まえ、幼児教育類似施設を含む認可外保育施設を利用する保育が必要な児童に限り、無償化の対象としたものと承知しています。

一方で、このように無償化の対象外となっている、いわゆる「幼児教育類似施設」については、現在、国が支援のあり方を検討するための調査事業を実施していますので、県としては、こうした国の動きを注視していきます。

<要望事項>

9 児童相談所の体制強化

児童虐待等に対し、児童相談所から市への助言・情報共有等の連携強化と児童相談所の人員配置による体制強化を図ること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

平成28年7月から、各市町村の「要保護児童対策地域協議会」の事務局を集めた連絡会議を立ち上げ、好事例の紹介やグループ討議などを行い、協議会のレベルアップに取り組んでいます。

また、平成28年の児童福祉法改正により義務化された要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を平成29年度から実施し、在宅ケースの相談・指導や関係機関との連絡調整等の実務にあたる職員専門性の向上を図っています。

県では、虐待相談対応件数等に応じた児童福祉司の配置基準が法定化されたことを受けて、基準に従って、平成29年度から令和2年度までに61人増員しました。

今後も、県と市町村の役割分担を踏まえ、関係機関との連携強化や、各市町村の専門性の強化に向けた支援を行うなどにより、県全体として児童虐待により迅速・的確に対応していけるよう努めていきます。

6 保健・医療施策の充実

<要望事項>

1 不妊及び不育症治療助成制度の充実

(1) 一般不妊及び不育症治療について、新たな助成制度を創設するよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療等について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の助成を行っており、これが令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に、大幅に拡充されています。

一般不妊治療については、一部を除いて保険適用されているところです。

国は、少子化対策の一環として、不妊治療の保険適用について検討を開始したところですが、県としても、引き続き、現在保険適用となっていない不妊治療について、医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望していきます。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されていますが、国は、保険適用外の不育症検査費用助成事業を令和3年度に予算化し、県でも令和3年度から国の要綱に沿って助成事業を開始する予定です。

また、不育症は検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、治療方法などの研究が十分には確立されていません。

このため、県としては、まず、助成の前提となる不育症の研究や人材育成の推進について国に提案していきます。

.....
<要望事項>

- (2) 県においても、一般不妊及び不育症治療を新たに支援の対象とするよう特定治療支援事業の拡大を図るとともに、併せて独自の助成制度を創設すること。

<<対応状況>>【健康医療局】

県では、特定不妊治療費助成事業を、国の実施要綱に基づき国庫補助を活用して実施しており、これが令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に、大幅に拡充されています。なお、国は、少子化対策の一環として、不妊治療の保険適用について検討を開始したところですが、県としても、引き続き、一般不妊治療のうち、現在、保険適用の対象外となっている人工授精等については、特定不妊治療と併せて、保険の適用を国に対して要望していきます。

不育症については、妊娠はしても、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされています。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されていますが、国は、保険適用外の不育症検査費用助成事業を令和3年度に予算化し、県でも令和3年度から国の要綱に沿って助成事業を開始する予定です。

また、不育症は検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、治療方法などの研究が十分には確立されていません。

このため、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案していきます。

.....
<要望事項>

- (3) 不妊症・不育症に対する相談体制の充実を図ること。

<<対応状況>>【健康医療局】

県では、不妊・不育専門相談センターを平塚保健福祉事務所に設置し、不妊治療や不育症に精通した婦人科医、泌尿器科医、臨床心理士、助産師等の医療関係者による専門的な面接及び電話相談支援を行っています。新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、今後の感染防止対策として新しい生活様式に対応した相談方法を取り入れる必要があると考え、令和2年7月より医師によるオンライン相談を開始しました。

併せて、市町村等の不妊・不育相談に携わる専門職等を対象に、相談時の支援技術向上のため、不妊・不育の相談に関する研修も実施しています。

また、県各保健福祉事務所及び各センターでは、一般的な相談を受け付けるとともに、県内の3政令市においても専門的な相談支援を行っています。

今後とも、上記の取組について周知啓発を行い、引き続き不妊症・不育症に悩む方々への相談支援を行っていきます。

.....
<要望事項>

2 在宅医療体制の構築に向けた支援

地域包括ケアシステムの構築に当たり不可欠である在宅医療の提供体制を確保するため、地域偏在を踏まえた訪問診療医の育成・確保策を講じること。

《対応状況》【健康医療局】

在宅医療を担う医師等を育成・確保するために、県では「地域在宅医療推進事業費補助」において、県医師会が地域の医師会と連携して行う、県内各地域における在宅医養成研修や小児在宅医療研修等の在宅医療の推進に資する事業に補助を行っています。

また、「在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助」により、医師を含む多職種対象の研修会を実施しています。各地域の医療従事者の質・量の充実を図るための出前研修も行っています。

こうした取組等により、地域間の偏りを軽減しながら、在宅医療の提供体制を確保していきます。

＜要望事項＞

3 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害救済の充実

子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済の充実を図るとともに、既接種者への全国的な健康調査を実施するよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害救済の手続きについては、平成 27 年 9 月から国の救済に向けた審査が再開され、順次、審査が行われています。既接種者への全国的な健康調査も含め、今後も国の動向に注視し、必要に応じ国へ働きかけていきます。

また、県では、電話による相談の窓口を設けるなど、体制を整えています。

7 国民健康保険制度の財政基盤の強化

＜要望事項＞

(1) 法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を維持するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

平成 30 年度の国民健康保険制度改正では、国と地方の協議に基づき、財政上の構造問題の解決策として、3,400 億円の公費が投入されることとなりました。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、制度改正に伴い実施されている財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に対し要望していきます。

＜要望事項＞

(2) 出産育児一時金補助金の廃止にみられるように、保険者の財政負担の増加となる補助金の廃止を行わないよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

平成 30 年度の国民健康保険制度改正では、国と地方の協議に基づき、財政上の構造問題の解決策として、3,400 億円の公費が投入されることとなりました。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、制度改正に伴い実施されている財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に対し要望していきます。

＜要望事項＞

(3) 一般会計からの繰入や低所得者対策に対する十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

平成30年度の国民健康保険制度改正では、国と地方の協議に基づき、財政上の構造問題の解決策として、3,400億円の公費が投入されることとなりました。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、制度改正に伴い実施されている財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に対し要望してまいります。

.....
<要望事項>

(4) 平成30年度制度改正により導入された納付金について、自治体の財政上の負担が過度に増えないよう県においてもきめ細やかな配慮をすること。

《対応状況》【健康医療局】

国民健康保険事業費納付金については、引き続き市町村と丁寧に協議を行いながら納付金の算定を行い、一定割合を超えた額について激変緩和措置を行うなど、きめ細かな対応をしてまいります。

8 介護保険制度の充実

<要望事項>

1 介護保険制度における国庫負担の拡充

介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

「介護給付費財政調整交付金」については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しています。

.....
<要望事項>

2 介護保険制度に対する財政支援等

(1) 要介護認定や保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る自治体の財政負担が過重にならないよう十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収や保険給付など市町村の事務負担が増大していることから、事務の負担軽減や費用負担について措置を講ずるよう国に要望しています。

.....
<要望事項>

(2) 介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成・確保について、地域医療介護総合確保基金等を活用し、十分な財政支援と専門職の育成・確保を図るための施策の充実を図ること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

介護サービス基盤整備に関する施設整備及び人材育成、人材確保については、「地域医療介護総合確保基金」（介護分）を十分に活用して取り組んでいきます。

県では、福祉・介護人材の養成・確保について、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチー

ムリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として取組を進めています。

介護人材の養成・確保への取組については、独自の取組を行っている市町村もあると認識しており、今後も、各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討していきます。

<要望事項>

3 介護職員の確保及び処遇改善

- (1) 介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実等の処遇改善の取組や改善の都度増大する事業所の事務負担の軽減を図るよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、これまでも国に対して、介護サービス事業所が行う要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質の向上の取組を介護報酬で評価するなど、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを作るよう提案しています。

また、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。

なお、国は、社会保障審議会介護保険部会に設置した「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめを踏まえ、申請・届出書類や手続の簡素化、自治体ごとのローカルルール解消による標準化、ICTの活用など、介護現場における文書の負担軽減に関する当面の対応方針の通知を自治体あてに発出し、全国一律の人員関係様式を示したところです。

さらに、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、確実な処遇改善を担保しつつ、算定に係る文書負担の軽減を図るため、それぞれの加算に係る計画書及び実績報告書の一本化が行われました。

今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

<要望事項>

- (2) 介護人材の地域偏在が生じないよう、介護職員の確保・定着及び育成のための支援策を国に働きかけるとともに、県においても、介護人材と県内事業所とのマッチング事業の強化や生活援助従事者研修の実施など、更なる人材確保に取り組むこと。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

「地域医療介護総合確保基金」(介護分)については、メニューにないものや補助単価についても地域の創意工夫が活かせる仕組みにすることを、国に要望しています。

また、介護人材のマッチング強化については、かながわ福祉人材センターによる就職相談会、キャリア支援専門員によるハローワーク出張相談、事業所訪問等を県内各地において実施し、介護人材の地域偏在の解消に努めています。

なお、生活援助従事者研修については、令和3年度から実施できるよう、研修実施機関等と調整を進めています。

<要望事項>

4 介護保険料の軽減措置に対する国庫負担強化

- 消費税率引き上げに伴う低所得者への介護保険料軽減措置について、国の責任において負担するよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

介護保険料の軽減措置については、消費税率の10%への引き上げに伴い、消費税増収分を財源とする社会保障の充実の中で、市町村民税非課税世帯全体に拡大されています。

9 老人福祉施設の整備に対する支援

<要望事項>

神奈川県老人福祉施設整備費補助金について、入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定した運営を図るため、長寿命化を目的に特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象とするよう拡充すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県単独補助金による特別養護老人ホームの大規模修繕に対する補助については、厳しい財政状況の中、限られた財源で「かながわ高齢者保健福祉計画」における整備目標の達成に向けて着実な助成を行っているところであり、現時点では困難です。

ただし、既存の特別養護老人ホームの施設老朽化に伴い既存施設とは別の敷地に新たに施設を整備し、整備終了後に既存施設から入所者が新たな施設に移る場合には、「(移転を伴う)創設」として補助対象としています。

なお、「地域医療総合確保基金」を活用した施設整備の補助金について、既存の広域型特養の大規模修繕も追加されましたが、介護施設等との併設や、ロボット・センサー、ICTの導入とあわせた大規模修繕のみが対象となっているため、既存設備等の維持は引き続き困難な状況です。施設の大規模改修・改築を補助対象メニューに加えるよう引き続き国に要望していきます。

10 障害者福祉政策の充実

<要望事項>

1 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについても国に要望しています。

併せて、障害者総合支援法で指定した必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障がい者の日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても的確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところで

す。

今後とも機会をとらえて継続的に要望していきます。

<要望事項>

2 身体障害者等に対する各種交通運賃割引の対象拡大

身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の充実については、全国的な課題であることから、県では、「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」などを通じて、継続して強く国に要望しています。

また、県ではこれまで、神奈川県バス協会を訪問し、運賃割引の適用を繰り返し依頼してきました。

県としては、平成 30 年度末に改定した「かながわ障がい者計画」に「精神障がい者に対する県内バス運賃等の割引の導入拡大を図る」ことを初めて記載したことを踏まえ、バス運賃割引の導入に向けて、引き続き県バス協会等へ粘り強く要請していきます。

＜要望事項＞

3 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等について、全額国の負担とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

障害福祉サービス費等及び障害児通所支援に係る自立支援給付費等の費用負担については、障害者総合支援法及び児童福祉法において、その費用の4分の1を負担することになっている県においても、高い伸び率で増大しており、市町村においてその財政を圧迫していることは理解しているところです。

県としては、障害福祉施策において市町村に過大な負担が生じないよう、他都道府県とともに、「関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議」や「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」を通じて国に要望しています。

＜要望事項＞

4 重症心身障害児者の入所施設等の整備促進

重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域において、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を持つ施設を積極的に整備すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、民間施設において、医療的ケアが必要な障がい者の受入れができるよう、「障害者地域生活サポート事業」における「短期入所利用促進事業」、「重度重複障害者個別支援事業」及び「医療的ケア支援事業」を実施する市町村を補助しています。

また、医療的ケア等の必要な重度重複障がい者のグループホームや日中活動の場の確保等、施設等整備を促進する必要があると考えていることから、これらを「施設等整備方針」に位置付け、国庫補助協議対象事業を公募するとともに、必要性、緊急性の観点を踏まえ、この施設等整備方針に沿った整備計画を選定し、設置促進を図っています。

さらに、平成 30 年度から、重症心身障がい児者の方々の在宅生活の維持継続のために、医療的ケアが必要な障がい児者が利用できるよう「医療型短期入所事業所開設促進事業」に取り組んでおり、医療型短期入所事業所の開設支援を行っています。

今後も、こうした取組を進めつつ、重症心身障がい児者の方々が地域で安心して生活できるよう、必要な対応について検討していきます。

＜要望事項＞

5 重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する補助制度の創設

重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県による一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、障害者・介護者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県においてもこの補助制度を創設すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担金について、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービスには国庫負担基準が設けられており、現に国庫負担基準額を超過している市町村があることは承知しています。

そのため県では、令和2年度、県内全市町村を対象に、補助制度の必要性を含めた重度訪問介護等の利用促進等に係る意向等調査を実施しました。今後は、この調査の結果を踏まえながら、県としてどのような対応が可能なのか研究していきますが、本来は、都道府県や市町村に過大な負担が生じることがないように、国が法定負担率どおり負担すべきと認識しており、義務的経費としての財源措置を講じることについて、引き続き国に要望していきます。

＜要望事項＞

6 短期入所事業所に対する支援の充実

強度行動障がい児者、重度心身障がい児者、医療的ケアが必要な者に対応できる短期入所事業所が少ないため、施設整備助成や専門的人材の育成事業、緊急受入れの際の加算の設定などの支援策を講じること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、行動障がいがある障がい児者や医療的ケアが必要となる障がい児者に専門的な支援を提供する人材を育成するため、強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引に関する研修や重症心身障がい児者に関わる看護師の養成研修等を実施し、重度障がい児者の支援にあたる人材の育成に努めています。

また、医療的ケアが必要な在宅障がい児者やその御家族の緊急時やレスパイトの受入先となる医療型短期入所事業所については、医療型短期入所事業所開設促進事業を実施し、平成30年度に2事業所（鎌倉市内、茅ヶ崎市内）、令和元年度に1事業所（厚木市内）が新たに設置されました。

引き続き、障害の種別や程度に関わらず、地域で安心して暮らすことができるよう、短期入所事業所の量質両面の充実に向けて取り組んでいきます。

11 生活困窮者対策の充実

＜要望事項＞

1 生活保護負担金の全額国庫負担化等

(1) 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

生活保護費負担金については、令和2年8月「全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会」を通じ、全額国庫負担とすることについて国に要望しています。

＜要望事項＞

(2) 生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援について、全額国庫負担するとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

外国人に対する保護については、厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号）により取り扱っており、これにかかる地方の負担についても、地方交付税交付金の基準財政需要額に含まれているところですが、被保護外国人受給者は年々増加し、地方自治体の負担が人的にも財政的にも重くなっているため、生活保護法の

準用ではなく、国において新たな制度を創設し直接対応することを国に要望していきます。

.....
<要望事項>

2 生活困窮者自立支援法関係支援事業の全額国庫負担化

- (1) 生活困窮者自立支援法における必須事業について、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業については、同法で国庫負担金率及び国庫補助率が規定されていますが、県では、国に、生活困窮者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じるよう働きかけています。

.....
<要望事項>

- (2) 任意事業に対する国庫負担率について、必須事業と同じ割合とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

生活困窮者自立支援法に基づく任意事業を含む各種支援事業については、同法で国庫負担金率及び国庫補助率が規定されていますが、県では、国に、生活困窮者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じるよう働きかけています。

12 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

<要望事項>

- (1) 介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者の人材確保等を考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

介護保険における地域区分については、本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は加算16%の2級地から加算0%のその他区分まであります。また、2級地に5級地が隣接するなど、混在しており、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しを図るよう国へ要望しています。

障害福祉サービスにおける地域区分については、近隣自治体との不均衡が生じることにより、事業所の運営や人材確保に悪影響を及ぼし、福祉サービスの質の低下につながるものが危惧されることから、地域の実態に応じた地域区分への見直しについて、国に働きかけています。

子ども・子育て支援新制度における地域区分については、令和2年4月1日付けで、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」の一部が改正され、地域区分の見直しが行われています。

今後も、動向を注視した上で、経営実態や地域の状況を踏まえたものとなるよう、必要に応じて要望することも検討していきます。

.....
<要望事項>

- (2) 地域手当の援用ではない、地域の実情に合わせた新たな区分制度の設計や手当の設置について検討するよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

介護保険における地域区分については、本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は加算16%の2級地から加算0%のその他区分まであります。また、2級地に5級地が隣接するなど、混在しており、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しを図るよう国へ要望しています。

障害福祉サービスにおける地域区分については、近隣自治体との不均衡が生じることにより、事業所の運営や人材確保に悪影響を及ぼし、福祉サービスの質の低下につながるものが危惧されることから、地域の実態に応じた地域区分への見直しについて、国に働きかけています。

子ども・子育て支援新制度における地域区分については、令和2年4月1日付けで、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」の一部が改正され、地域区分の見直しが行われています。

今後も、動向を注視した上で、経営実態や地域の状況を踏まえたものとなるよう、必要に応じて要望することも検討していきます。

13 民生委員児童委員活動に対する支援

＜要望事項＞

- (1) 民生委員児童委員活動に対する地方交付税の算定基礎の更なる拡充を図るよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

高齢者・生活困窮者などの対象者の増加や、対応すべき課題の複雑化などを受け、民生委員・児童委員の負担感が増しており、活動実態に見合った活動費の充実を図る必要があります。

県としても、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額の充実について、引き続き国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

- (2) 民生委員児童委員の担い手を確保するため、活動に関する普及啓発等の強化を図るよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、民生委員・児童委員の充足率及び活動量の低下を防ぐため、県民生委員児童委員協議会が行う広報活動等の経費を支援するとともに、市町村による担い手確保の好事例を共有するための意見交換会を開催するなどの取組を進めてきました。

国においても、活動に関する普及啓発等の強化を図るよう働きかけていきます。

【教育・文化】

14 学校教育の充実強化

<要望事項>

1 教員数配置の充実強化

- (1) 児童生徒の読書環境を整備し、読書活動の推進を図るため、学校図書館において学校司書を国費で配置するよう国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

学校図書館教育の充実のため、司書教諭及び学校司書を配置できるよう定数措置を講じることについては、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて、毎年、国に働きかけています。

<要望事項>

- (2) 通常級に在籍する配慮を要する児童・生徒への指導は、個々の児童・生徒の状況に即応し適切に対応することが必要であることから、非常勤講師等、担任教員を補佐する人的配置について必要な措置を講じること。

《対応状況》【教育局】

小・中学校の通常級に在籍する配慮を要する児童生徒に対応するため、非常勤講師を配置し、多様な教育的ニーズに応じた教育相談等を可能とする校内支援体制の充実を図っています。

<要望事項>

- (3) 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。

《対応状況》【教育局】

教育相談コーディネーターの配置については、県教育委員会として国に要望しており、令和2年11月には、教育長が国に出向いて要望を行ったところです。今後とも機会をとらえて働きかけていきます。

なお、県教育委員会では、毎年の予算の範囲内で、学校規模に応じて児童生徒指導担当教員を配置しているほか、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童・生徒の対応のために、児童生徒支援担当教員を加配しています。

教育相談コーディネーター等の後補充非常勤講師の配置や特別支援教育推進に係る非常勤講師の配置については、その重要性は十分認識しており、今後とも必要な予算の確保に努めていきます。

<要望事項>

- (4) 教職員の働き方改革を推進するため、スクールサポートスタッフを全ての公立小中学校に配置すること。

《対応状況》【教育局】

令和2年度においては、教室内の換気や消毒など、新型コロナウイルス感染症対策の強化のために増加した教員の業務負担を軽減し、教員が子どもの学びの保障に注力できるようにするため、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等に各校1名のスクール・サポート・スタッフを緊急的に配置しました。スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えている

ことから、県教育委員会としては、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて、また、県としては、全国知事会、関東地方知事会議、九都県市首脳会議を通じて、スクール・サポート・スタッフの配置継続について国に要望しました。さらに、スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続するよう、令和2年11月に教育長が国に対し要望を行いました。その後、国から令和2年12月の閣議決定を経てスクール・サポート・スタッフの配置に係る令和3年度予算案が示されたことを受け、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることとしました。

.....
<要望事項>

2 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

転学手続きについては、現行の法律に則って進めていますが、「中央教育審議会初等中等教育分科会」による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中で、「現在の特別支援学校、病院内に設置された学級と在籍していた学校における転学手続の運用等を一層柔軟にしていくことを検討するべきである」とされていることから、国の動向を注視しながら転学手続きの柔軟化について、国へ働きかけていきます。

また、後期中等教育の学習支援については、平成26年8月に「県立学校に在籍する生徒の入院時学習支援実施要綱」を制定し、県立高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部に在籍している生徒のうち、入院中で、一定の支援内容等に基づき、修学の意味や学習意欲があると校長が承認した生徒に対し、入院時学習支援を実施しています。

.....
<要望事項>

3 特別支援教育の充実強化

(1) 児童・生徒の安全を確保し、教育内容を充実させるため、教員の加配基準を情緒障害児5名に対し担当教員2名の配置から、情緒障害児4名に対し担当教員2名の配置に引き下げることや教員の複数配置について必要な措置を行うこと。

《対応状況》【教育局】

特別支援学級については、いわゆる義務標準法に基づき、1学級当たり8人を上限とする学級に教員を配置するとともに、児童・生徒数を勘案し学級担任のほかに予算の範囲内で加配措置を講じています。

自閉症・情緒障害学級の教員配置については、児童・生徒数5人以上の学級の一部に教員を複数配置しており、現行以上に加配措置を拡大することは、現在の非常に厳しい財政状況の下では困難ですが、県教育委員会としては、特別支援学級の教職員定数を改善するよう「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望するとともに、引き続き予算の確保に努めていきます。

.....
<要望事項>

(2) 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を求めている地域への設置を含め、特別支援教育体制を充実・強化すること。

《対応状況》【教育局】

現在、県教育委員会では、令和2年3月の「特別支援教育のあり方に関する検討会」最終報告を踏まえ、特別支援学校の整備について、人口増加に伴う地域的課題への対応や、地域の教育資源を生かした児童・生徒等の居住地に近い学校づくり、老朽化対策と施設・設備の充実等の観点から、今後の施策の方向性について検討を進めています。

令和3年3月に作成した、指針の素案を基に、その上で、現在、国で検討されている特別支援学校の設置基準の策定状況を見定めた中で、令和3年7月を目途に、最終案の取りまとめを行ってまいります。

.....
<要望事項>

4 中学校給食導入促進事業補助制度の創設

中学校完全給食の普及促進を図るため、施設、設備などの初期整備費用の負担のうち、国の交付金対象外事業について県独自の補助制度を創設すること。

<<対応状況>>【教育局】

学校給食法では、中学校給食の実施に当たって、その施設や設備、運営に要する経費は、学校設置者である市町村が負担することとしています。県内市町村では、財政負担の軽減を図るため、様々な工夫を行っていますので、県教育委員会としては、引き続き、「市町村教育委員会学校体育・学校保健・学校給食主管課長会議」などを通じて、こうした事例を情報提供することで、市町村を支援していきます。

.....
<要望事項>

5 就学援助費に対する補助制度の創設

貧困の連鎖を防止するとともに、義務教育への機会均等及び経済的安定を図るため、準要保護児童生徒に対する就学援助制度を創設するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【教育局】

保護者の負担を軽減するための就学援助制度については、要保護児童生徒に対する就学援助費の補助制度の充実とともに、準要保護児童生徒の就学援助費についても全ての市区町村で同等の支援が行えるようにするため、十分な財源措置を講じるよう、県教育委員会として要望するとともに、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じても国へ要望しており、今後も引き続き働きかけていきます。

.....
<要望事項>

6 部活動指導員の配置

生徒及び教職員にとって適切な部活動の運営を構築するため、市立中学校へ国の部活動指導員配置促進事業を活用した部活動指導員を配置できるよう、必要な財政措置を行うこと。また、部活動指導員の配置に当たっては、地域の実情に即したものとなるよう、国に働きかけること。

<<対応状況>>【教育局】

平成30年度から、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則った取組を進める、政令市を除く市町村に対して、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助しており、令和3年度も引き続き、所要の措置を講ずることとしました。

また、文部科学省が示した「補習等のための指導員等派遣事業Q&A(令和2年度版)」において、本事業の予算積算に当たっては、「1校3名程度の配置をすることを想定している」とされていますが、1校3名程度の配置はあくまで「想定」であり、「本事業は、各自治体からの申請を踏まえて交付決定するため、1校当たりの配置人数や自治体ごとの上限は設けていない」としていることから、自治体が部活動指導員の配置を地域の実情に即して行うことに妨げはないものと認識しています。

15 文化財の保護

<要望事項>

- (1) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費に対する支援策の拡充を国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

発掘調査費用の国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望していきます。

<要望事項>

- (2) 指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為、埋蔵文化財の保管環境の整備及び民間調査組織等の解散・廃業等により事業を自治体に引き継がせる場合の報告書刊行に係る業務についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様に対応すること。

《対応状況》【教育局】

市町村の指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為及び埋蔵文化財の保管施設の設置等に係る費用に対する国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して働きかけていきます。

開発事業者の負担により、民間の発掘調査組織に委託して実施した発掘調査に係る報告書については、本来であれば受託者の責任で刊行されるべきものですが、未了かつ受託者不在の状態にあつては、報告書の刊行を含め、行政として埋蔵文化財を適切に公開・活用していく必要があると考えます。

現行の国庫補助制度では、このようなケースが補助対象として明確に規定されていないことから、国との個別相談に基づき採択の可否が判断されています。

早くから民間発掘調査組織を利用してきた本県では、今後も同様の事例が生ずる可能性もあるため、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、これらが補助対象として採択されるよう、国に対して働きかけていきます。

なお、国庫補助として採択された場合の県費補助については、可能な範囲で対応を検討していきます。

<要望事項>

- (3) 歴史的建造物の保全と活用を図るため、登録有形文化財建造物修理事業に係る補助について、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう、国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

登録有形文化財建造物修理事業に対する国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望していきます。

【環境・エネルギー】

16 廃棄物処理対策

<要望事項>

1 資源化対策の推進

ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

《対応状況》【環境農政局】

一般廃棄物処理施設から排出される焼却灰の安定的かつ効率的な資源化方策については、他の市町村も同様の意向であれば、神奈川県ごみ処理広域化推進会議専門部会の議題とし、必要に応じ市町村と共同して検討していきます。

<要望事項>

2 河川・海岸の環境保全

(1) 河川及び海岸の環境保全に向けて、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を踏まえた河川清掃の強化及び不法投棄の防止に取り組むとともに、県が管理する河川の美化活動を実施する自治体への財政的支援を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

河川清掃の強化については、令和2年3月に定めた「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」の柱の一つのとして、「クリーン活動の拡大等」を推進しており、現在、河川や海岸の清掃活動により多くの県民や企業が参加する仕組みづくりを進めています。

廃棄物の不法投棄対策については、引き続き、県警OB職員による監視パトロール等の連携を図り、効果的な監視活動を行っていくほか、ドローンによる河川のスカイパトロールや団体・企業と連携した監視活動にも取り組んでいます。

財政的支援については、河川におけるごみの回収・処理等についても、海洋ごみ対策と同等の支援策を講じるよう国に要望しています。

<要望事項>

(2) 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10/10に戻し、令和3年度以降も補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）については、令和3年度以降も継続すること、及び補助金の継続に当たっては、その重要性に鑑み、補助率を10割に復元することを国に要望しています。

また、補助金の早期内示についても、引き続き国に働きかけていきます。

<要望事項>

(3) 海中ごみ等について、その実態を把握する調査を行うとともに、回収及びその適正な処理を県の施策として制度化すること。また、国に対して海中ごみ削減に向けた取組の強化を働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

県では、環境科学センターにおいて、マイクロプラスチックの相模湾への漂着や河川中の状況について実態を調査しており、今後も調査研究を継続していきます。

海中ごみ等の対策を進めるには、陸・川・海のごみ対策を一括して国の主導で進める必要があることから、陸域から海洋へのプラごみの流失に歯止めをかけるため、内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、海洋ごみ対策と同等の支援策を講じるよう国に要望しています。

17 鳥獣被害対策の推進

〈要望事項〉

- (1) 野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県と連携した広域的な被害対策を図るとともに、関連予算を継続的に確保すること。

《対応状況》【環境農政局】

隣接都県と連携した広域的な被害対策については、農作物被害・生活被害対策としては、シカ・サルについての会議や情報交換会を実施しています。

特に、県境を越える行動域を持つニホンザルについて、毎年、隣接都県と情報交換会を開催し、被害対策や群れの情報などの共有を行っており、引き続き、GPS等で共有した情報の活用など、より効果的な対策に努めていきます。

なお、イノシシについては、定例的な会議等は実施していませんが、野生イノシシの豚熱感染等の情報共有は相互に行っており、シカ・サルの会議等を活用して情報交換等を図っていきます。

鳥獣被害対策の関連予算については、引き続き、予算の確保に努めていきます。

.....

〈要望事項〉

- (2) 高齢化している捕獲の担い手の確保を図るため、鳥獣被害農業従事者狩猟免許取得賛助金を拡充するとともに、免許更新手数料の助成措置及び狩猟免許更新時の案内通知発出を事業化すること。

《対応状況》【環境農政局】

鳥獣被害農業従事者狩猟免許取得賛助金については、より多くの方々を支援できるよう、令和3年度は予算を増額しました。

免許更新手数料については、新たに助成措置を講ずることは困難ですが、農業協同組合が開催するわな捕獲等講習会費用や狩猟免許試験受験費用に対する交付金を通じて、わな猟免許の新規取得者への支援を継続することで担い手の育成に取り組んでいきます。

狩猟免許更新時の案内については、令和3年度から更新対象者に案内通知を発出することとしました。

.....

〈要望事項〉

- (3) アライグマ、タイワンリスの防除においては、引き続き、完全排除に向けた継続的な財源支援を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

アライグマ、タイワンリスの防除における財政支援については、地域関係者などによる主体的な取組があってこそ効果的な対策が可能であることから、引き続き、市町村事業推進交付金により財政的支援を継続していきます。

【基地対策】

18 基地対策の促進

<要望事項>

1 基地の早期返還

基地周辺が超過密化している現状を考慮し、空母艦載機部隊の移駐後の運用の変化を確認し、基地機能の整理及び縮小を推進することで、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

基地の整理・縮小・返還については、「かながわグランドデザイン」において、主要施策として掲げており、その実現に向けて、引き続き国へ要望してまいります。

また、厚木基地の運用の現状及び今後の見通しについて、関係自治体への情報提供についても、国に求めています。

<要望事項>

2 抜本的な騒音対策

(1) 空母艦載機部隊の移駐完了により、騒音の少ない環境に改善されつつあるが、FCLPを含む激しい騒音が発生する運用を行わないよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

すべての空母艦載機着陸訓練を硫黄島で実施し、また、今後、甚大な騒音被害を発生させる訓練のために厚木基地を使用することのないよう、引き続き、関係市と連携し国に求めています。

<要望事項>

(2) 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、依然として選定されていないことから、一刻も早く選定するとともに、明確な情報提供をするよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

空母艦載機着陸訓練の恒常的訓練施設については、国の責任において早急に確保するとともに、その見通しや施設確保後の運用等について情報を提供するよう、国に求めています。

<要望事項>

(3) 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

自治体が行う騒音測定については、より正確に実態を把握する必要から国が実施する騒音測定を補完する形で実施しているものであり、騒音計の設置及び維持、騒音測定に係る事務処理に要する費用について助成制度を設けるよう、国に求めています。

.....
<要望事項>

- (4) 住宅防音工事について、対象区域・建物を拡大するとともに、事務手続きを簡略化し、速やかに工事を実施するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【政策局】

県は、これまでも住宅防音工事助成対象建築年次や対象区域の拡大及び事務手続の迅速化などについて、国に要望しており、引き続き、関係市と連携し国に働きかけていきます。

.....
<要望事項>

3 基地問題に対する取組の強化

- (1) 厚木基地の所在により、基地所在市では航空機騒音や事故への不安、街づくりの支障など様々な負担を強いられていることから、県は基地所在市と十分連携のうえ、こうした負担の解消を図るとともに、多大な負担に見合った周辺対策等の一層の強化を国に働きかけること。

<<対応状況>>【政策局】

厚木基地における米軍機による航空機騒音の解消、米軍機の飛行時の安全確保、基地所在市の構想・計画を考慮した基地の早期返還等について関係市と連携し、国に求めています。

また、国による財政的措置及び各種支援策の充実等についても、関係市と連携し、国に求めています。

.....
<要望事項>

- (2) 基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との格差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【政策局】

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税等の代替性格を有するものと認識しており、予算額の大幅な増額を始めとした本制度の充実について、引き続き国に対して要望していきます。

.....
<要望事項>

- (3) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条により指定される、第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により、国が取得した国有財産の所在に伴う固定資産税及び市民が市外転出したことによる市税の減収に対する補填措置をするよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【政策局】

米軍基地が所在することで、自治体及び周辺住民は、多くの負担を強いられており、負担に相応した十分な財政的支援を講じる必要があることから、「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」を通じて、国に財政措置の充実について重点的に働きかけています。現状では基地負担に対する国の財政的措置は不十分な状況にあるため、飛行場周辺の買い上げ国有地については、基地交付金の対象資産に準じた措置を講じることなど、引き続き、基地所在自治体の負担に十分配慮し、適切な措置を講じることがを要望していきます。

.....
<要望事項>

- (4) NHK放送受信料の減免については、助成を継続するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

県は、これまでもテレビ受信料助成の継続について、国に要望しており、引き続き、関係市と連携し国に働きかけていきます。

【まちづくり・産業】

19 社会資本の整備推進

＜要望事項＞

1 行政機能の集約化や公共施設の再配置に係る支援

子育て世代や高齢者にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、国の施策であるコンパクト・プラス・ネットワークを推進するほか、国公有財産の最適利用を図るため、国県市等の庁舎機能の複合・集約化に対する支援制度を創設するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局・総務局】

県は、市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けて、公共施設の老朽化対策として国・県・市町村で連携した施設の複合化・集約化等に向けた取組を進めており、支援制度の創設についても、引き続き機会をとらえて国に要望していきます。

なお、県の市町村自治基盤強化総合補助金において、令和3年度から国や県の施設と市町村施設との合築等事業を補助対象とします。

.....

＜要望事項＞

2 公共施設更新の支援

(1) 公共施設等総合管理計画に基づき実施される、公共建築物の更新費用（改築費、除却費、修繕費など）に対する新たな補助制度を創設するとともに、普通交付税不交付団体にとっても公共施設等適正管理推進事業債の活用と交付税措置と同等の十分な財政支援策を整備するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等を円滑に進めるため、公共施設の総合管理に対する新たな補助制度の創設について、機会をとらえて国に働きかけていきます。

また、県では、市町村自治基盤強化総合補助金において、施設統廃合事業などに対する補助制度を設けており、引き続き、市町村の公共施設等総合管理計画の推進を支援していきます。

.....

＜要望事項＞

(2) 下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割は大きく、道路陥没など災害防止の観点からも、社会資本整備総合交付金等により、国の支援が継続するよう国に働きかけること。また、従来の老朽化や地震対策に加え、雨水や地下水等の不明水の流入を防ぐ対策への支援の拡充を国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

下水道施設の国費支援については、改築に係る国の支援が継続するよう、また、従来の老朽化や地震対策に係る国の支援が拡充するよう、引き続き、国に働きかけていきます。

また、雨水や地下水等による不明水対策については、令和2年2月に、雨天時浸入水対策に係る交付対象範囲が拡充され、主要な管渠など施設対策への財政支援が可能となりました。

.....
<要望事項>

3 水道事業体の広域化の支援

県下の水道事業体で広域化又は県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺事業体に対しても積極的に働きかけ、実現に向けた制度的・財政的支援の体制を整えるなど、広域化等に向けた具体的な枠組みを整えるとともに中心的な役割を担うこと。

<<対応状況>>【政策局】

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、職員不足による技術継承の危機など厳しさを増しており、こうした課題を解決し、将来にわたって安定的な水道事業を持続していくためには、事業者の枠を超えた広域化を進め、スケールメリットを活かしていくことが必要です。

また、令和元年10月1日に施行された改正水道法では、水道の基盤強化を図るため、国、都道府県、市町村、及び水道事業者等の責務が明確化され、都道府県は広域連携の推進に努めなければならないとされています。

そこで、今後、水道事業者から広域化等の意向が示された場合は、本県の水道事業の基盤強化の取組として、広域連携や官民連携など効果的な手法について検討する場を設けるなど、関係事業者等と一緒に丁寧に議論を進め、広域化の推進役として広域自治体の役割を積極的に果たしていきます。

.....
<要望事項>

4 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和

公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、上水道事業及び水道用給水事業に係る生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準（料金回収率）を緩和するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【健康医療局】

県としては、水道施設の耐震化などの整備の一層の促進を図る確実な財源措置を講じるため、国の「生活基盤施設耐震化等交付金」に係る従来の要望状況を踏まえ、事業者の現状に即した拡充と必要な財源確保について、制度自体の見直しや、新たな制度の創設という視点も含めて充実強化を図られるよう、引き続き国に要望していきます。

なお、水道料金は、水道事業の持続性確保のための取組を含め、提供するサービスの内容を見込んだ総括原価に基づき設定することとされており、また、令和元年度施行の改正水道法により、水道事業者は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新、その更新に要する費用を含む事業に係る収支の見通しを作成、公表するよう努めなければならないと規定されました。料金回収率はその指標であることから、料金回収率を緩和することについては、国へ提案は行っていません。

.....
<要望事項>

5 一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進等への支援

地下水保全の観点から、一般家庭の合併処理浄化槽に係る補助要件について、水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）の補助対象地域を市街化調整区域全域とすること。また、補助対象事業に維持管理や更新を加えること。

<<対応状況>>【環境農政局】

水源環境保全・再生市町村補助金は、県内ダム集水域及び取水堰集水域の下水道区域外等を対象地域としていることから、市街化調整区域であることをもって補助対象とすることはできません。

また、本補助制度は、水源環境の負荷軽減を図るため、汲み取り又は単独処理浄化槽からの転換を促すことを目的としていることから転換後の更新及び維持管理に対する支援は考えていませんが、浄化槽設置者の費用負担の軽減に向けては、令和2年度からは循環型社会形成推進交付金の制度見

直しを踏まえ、新たに宅内配管工事費を補助対象とする制度の拡充を行いました。引き続き、これらの補助制度の積極的な活用を促進していきます。

20 まちづくり推進

<要望事項>

1 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進

土砂災害特別警戒区域について、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等における崖面の擁壁工事等、ハード対策の更なる推進を図ること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業におけるハード対策の整備に当たり、土砂災害により被害を受ける恐れのある区域に保全すべき人家が多い箇所や、老人福祉施設などの要配慮者利用施設などがある箇所から、優先して整備を進めています。

今後も、市の御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に整備を進めていきます。

なお、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業におけるハード対策は、多大な事業費と相当な期間を要することから、県はハード対策と併せて、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定し、市町村には土砂災害ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を推進していただいています。

<要望事項>

2 保留区域の市街化区域編入手続きの迅速化

市街化区域編入等に当たり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等には多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間を短縮するとともに、国関係協議は、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑に協議すること。

《対応状況》【県土整備局】

保留区域の市街化区域編入に当たり、特に必要となる農林漁業調整については、基準となる「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき、環境農政局と協力しながら、連絡調整を密にし、調整期間の短縮に努めています。

一方、調整手続きを進めるためには、市が具体的な計画をまとめるとともに、地元の合意形成や関係機関との調整を実施する必要もあり、これらの調整に時間を要していることも、要因の一つとなっています。

市街化区域編入のためには、県と市が一体となって取り組んでいく必要があり、県としては、引き続き庁内の関係室課と積極的な調整を行うとともに、国関係機関との協議に要する情報の収集・提供に努めていきます。

<要望事項>

3 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

御要望の点については、「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」にて国に要望していますが、今後も継続して要望していきます。

.....
<要望事項>

4 広域的な緑地保全の推進

- (1) 近郊緑地特別保全地区の買入れ事務について、県による土地の買入れや市の財源負担の軽減など、国県市の適切な役割分担の考え方に沿った対応をすること。

<<対応状況>>【環境農政局】

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務については、現行の国庫補助率の引き上げといった支援措置の拡充を引き続き国に要望していきます。

.....
<要望事項>

- (2) 歴史的風土保存区域内の枢要な部分を構成する地域における特別保存地区の未指定の地域については、法の趣旨に沿った指定拡大を行うこと。

<<対応状況>>【環境農政局】

歴史的風土特別保存地区の指定拡大については、市から具体的な提案を伺いながら、検討していきます。

.....
<要望事項>

- (3) 市域を跨ぐ大規模緑地については、県が特別緑地保全地区として指定する又は土地の買入れを行う等、積極的に関与すること。

<<対応状況>>【環境農政局】

市域を跨ぐ大規模緑地に対する積極的な関与については、今後、具体的な提案・相談があれば、対応を検討していきます。

.....
<要望事項>

- (4) 地域制緑地の指定地の維持管理について、維持管理に係る所有者への補助制度を創設するとともに、市が行う樹林管理事業についても支援を行うこと。

<<対応状況>>【環境農政局】

地域制緑地の管理に係る補助制度については、県として創設することは困難ですが、緑地の維持管理への財政支援を引き続き国に要望していきます。

樹林管理事業への支援については、市に対する支援は考えておりませんが、民間所有者に対する支援として、自然保護奨励金制度を設けています。

21 道路の整備

.....
<要望事項>

1 自転車通行帯の整備

国・県道における自転車通行帯を整備すること。特に、自転車ネットワーク計画に位置付けられている県管理施設(国道、県道、河川沿いの道路など)の自転車ネットワーク路線について、早期に国が定めたガイドラインによる自転車通行空間の確保を行うこと。

<<対応状況>>【県土整備局】

ガイドラインに基づき策定した自転車ネットワーク計画に位置付けられた路線は、関係市や交通管理者と調整を行い、順次、整備を進めていきます。

.....

<要望事項>

- 2 横断歩道等の路面規制標示の補修
横断歩道等の不鮮明な路面規制標示の補修について、安全確保の観点から適切かつ迅速に対応するとともに、十分な財政措置を図ること。

<<対応状況>>【警察本部】

県警察では、道路標示の補修については、その必要性や緊急性を考慮した上で、優先順位の高い箇所から補修を実施しています。

また、引き続き横断歩道等道路標示を適切に維持管理する上で必要な予算の確保に努めます。

.....

<要望事項>

- 3 交差点における安全対策
歩行者等の安全を確保するため、国・県道の交差点について、耐衝突型の車止めの設置等の安全対策を行うこと。

<<対応状況>>【県土整備局】

県管理道路の安全対策については、令和元年度に、比較的交通量が多い主要な交差点における県独自の緊急点検や、園児などが日常的に利用する交差点における保育所、市町、警察等の関係機関との合同点検を実施し、必要な安全対策に取り組んでいます。

なお、耐衝撃性を有する車止めについては、現在国から示されている基準は暫定的なものであり、今後正式な見解が示されると聞いています。県としては、こうした国の動向を注視していきます。

22 都市交通施策の推進

<要望事項>

- 1 神奈川県生活交通確保維持費補助金の補助対象の拡充
国の地域間幹線系統確保維持事業の採択を受けている事業をはじめ、多様化する運行形態が広く補助対象となるよう交付要綱を改正するとともに、十分な予算を確保すること。

<<対応状況>>【県土整備局】

県は、神奈川県生活交通確保対策地域協議会を設置し、乗合バス事業者から、路線退出等の申出が行われた際、生活交通の確保方策について協議を行っているところです。

この協議の結果、生活交通として維持するとの確保方策が講じられることとなった系統のうち、一定の要件を充たすものについて、その取組を支援するため、神奈川県生活交通確保維持費補助金の交付対象としているところです。

.....

<要望事項>

- 2 コミュニティバスの運行支援
交通不便地域の解消や高齢者等の外出機会の確保を目的とする自治体によるコミュニティバスの運行には、多額の財政負担が必要となるため、事業者に委託して事業を行っている自治体についても国庫補助制度の対象となるよう国に働きかけるとともに、県においても補助制度の対象とすること。

<<対応状況>>【県土整備局】

国は令和2年6月に地域公共交通活性化再生法を改正し、地域実情に合った交通手段を確保するため、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な民間輸送サービス（自家用有償旅客運送、スクールバス等）も規制を緩和することで活用できるようになりました。

この新たな輸送サービスを活用するためには、市町村が具体的な取組を盛り込んだ「地域公共交通計画」を策定する必要があります。

県は、国や市町村、交通事業者などで組織する「神奈川県地域交通研究会」の場を活用して、法改正の具体的内容などの情報提供を行うとともに、市町村が計画策定に当たり、より幅広い検討ができるよう技術的な助言を行っていきます。併せて、地域公共交通の確保・維持に必要な支援が図られるよう、引き続き国に対し働きかけを行っていきます。

＜要望事項＞

3 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進

公共交通を推進し交通渋滞の緩和等を図るため、バスの公共車両優先システム（PTPS）導入を更に推進すること。

《対応状況》【警察本部】

公共車両優先システム（PTPS）については、県警察による光ビーコン等の整備が必要であるとともに、バス事業者によるバスへの車載器の搭載が必要になります。県警察としては、バス事業者による今後の導入計画に合わせ、交通環境を踏まえ適切な交通管理ができるよう光ビーコン等の整備を推進していきます。

地域要望事項

1 鳥獣被害対策の推進

<要望事項>

(1) イノシシ対策について三浦半島全域での広域的な取組や対策を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

三浦半島におけるイノシシ対策については、広域的な視点から、集落環境整備や防護柵設置等の被害防除対策を行うとともに、生息状況・被害状況・捕獲個体の年齢構成等を把握するためのモニタリングや効率的・効果的な捕獲手法の検討など、個体数の減少及び生息分布の縮小に向け、対策を推進していきます。

<要望事項>

(2) ニホンザルについては、西湘地域個体群であるH群について、管理困難な群れと判断し、群れ全体の捕獲許可を早急に行うこと。また、今後も西湘地域個体群を維持していくという姿勢であれば、ニホンザルによる被害に対し補償を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

ニホンザルのH群については、個体数調整、被害防除対策、追い上げ・追い払い等の対策を組み合わせ、被害防止に取り組んでいますが、次期管理計画の策定に当たっては、これまで行った対策の効果や、農業被害及び生活被害の状況を総合的に勘案した上で、今後の管理の方向性を定めていきます。

また、サルにより住民が人身被害を受けた場合については、シカやイノシシ等の野生動物と同様に、サルは無主物であるため、県が補償等の責任を負うことはありませんが、人身被害の防止のため令和2年度の管理事業実施計画に基づき、個体数調整により群れの頭数を縮小しつつ、加害性の強い個体の捕獲を優先的に行っていきます。

2 まちづくり推進

<要望事項>

1 インフラ整備に係る国庫補助の確保

さがみ縦貫道路周辺の都市基盤整備に関して、計画的な執行を図るため年度計画に沿った社会资本整備総合交付金を決定するよう国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

県としては、今後とも市町と連携し、計画的な執行を図るため十分な予算措置が講じられるよう、「神奈川の市街地整備に関する要望活動」等を通じて、国に要望していきます。

<要望事項>

2 県有未利用地の処分

県有財産である市街化区域内の未利用地を処分する場合、地元の意向にも十分配慮した処分とすること。特に、閉校となる逗子高校跡地について、三浦半島の活性化に資する形で活用すること。

《対応状況》【総務局・教育局】

県有地の利活用に関する地元からの御意見や御要望は、地元市において、その必要性を判断いた

だいたいで、県と市との役割分担の下に、適切な対応を図っていくべきものと考えており、地元市自ら利活用の意向が示された場合には、御意見や御要望の実現に向け協力しています。

また、民間に処分する場合においても、まちづくりに大きな影響を及ぼす場合など、地元への配慮が必要なケースについては、地元市と丁寧な調整を行っています。

逗葉高校と逗子高校の再編・統合については、平成30年10月に策定した「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」に基づき、令和5年度に再編・統合し、逗葉高校の敷地・施設を活用して、新しい高校としてスタートする予定です。

再編・統合により非活用となる敷地・施設の利活用の基本的な考え方としては、(1)県自らの活用について検討する、(2)県自ら活用しない場合は、地元市町村等から公的・公共的な活用を図りたいとの希望があれば、優先して譲渡を検討する、(3)こうした公的・公共的な活用が見込まれない場合は、民間事業者による活用を図ること、としています。

逗葉高校と逗子高校の再編・統合により非活用となる逗子高校の敷地・施設の利活用についても、基本的な考え方に沿って、検討していきます。

<要望事項>

3 都市環境整備の推進

- (1) 「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けたJR東日本との調整や村岡・深沢地区の一体的なまちづくりを進めるための土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

<対応状況>【県土整備局】

県は、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、JR東海道本線への新駅設置を含め、両市に跨る新たなまちづくりの検討を支援してきました。

平成30年12月には、県、藤沢市、鎌倉市（以下「3県市」という。）が両地区一体のまちづくりと新駅設置の実現に向けた取組の基本事項に合意し、「村岡新駅（仮称）設置協議会」を設立しました。

新駅については、令和3年2月8日に、3県市とJR東日本の4者で、新駅を設置することに合意し、覚書を締結しました。今後、国交付金等の活用などについて検討・調整を進めていきます。

また、まちづくりについては、両地区一体の土地区画整理事業やシンボル道路等について、令和3年度の都市計画決定に向けた検討や調整について、引き続き進めていきます。

今後も県は、両市と連携するとともに、また、JR東日本の協力を得ながら、村岡・深沢両地区のまちづくりと新駅の実現に向けて、しっかり取り組んでいきます。

<要望事項>

- (2) 深沢地区において「ウェルネス」なまちづくりの実現を図るため、県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策との連携・一体化を進めるとともに、県民の健康の増進や深沢地区へのスポーツ施設・先端医療などの企業等の立地を推進するための支援を行うこと。また、県が有する知見や広域行政のスケールメリットと、市が有する地域特性に関する情報等を互いに活かすことにより、県市が一体となって実現性の高い企業誘致活動に取り組むための枠組みについて協議すること。

<対応状況>【政策局・産業労働局】

深沢地区を対象に検討が進められている「ウェルネス」なまちづくりは、周辺に病院や医療・薬品関連の企業が立地する地理的環境を活かし、最先端医療などの研究・開発機能の導入を図る点で、本県の「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」と方向性の共有が可能な取組ととらえています。

県はこれまで、鎌倉市が設置した深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会等にオブザーバーとして参加するなど、まちづくりに向けた取組に協力してきました。

今後も、深沢地区のまちづくりの進捗状況に応じて、県が「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」の推進を通じて構築したネットワークを活用し、まちづくりの方向性と合致する企業や研究機関の誘致に向けて、市との連携を図っていきます。

企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」は、鎌倉市の意見も踏まえながら、検討を進め策定したものであり、引き続き、先端医療関連産業や未病関連産業などを支援対象とするとともに、県内企業の再投資についても新たに補助金の対象とするなど、支援策を充実強化したものです。

引き続き、「セレクト神奈川NEXT」により先端医療関連産業等の集積に向け、市と連携して取り組んでいきます。

3 道路の整備

<要望事項>

1 国道等の早期事業化、整備

- (1) 国道134号の交通渋滞の解消を図るとともに、都市景観の向上、歩行空間の確保、災害時の緊急輸送道路としての更なる機能強化に向け電線地中化を推進すること。

《対応状況》【県土整備局】

国道134号は、沿岸部や市街地を通る緊急輸送道路であることから、交通渋滞の解消や防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保を図ることは重要であると認識しており、厳しい財政状況を踏まえ、緊急度や優先度を勘案し、課題解決の見通しが立った箇所などにおいて事業を実施しています。

三浦市域では、電線地中化事業として、初声町の引橋交差点付近において、令和元年度に詳細設計を実施しました。令和2年度は、全体約1kmのうち引橋交差点北側の100m区間について、電線共同溝の本体工事に着手し、早期の完成を目指していきます。

こうした取組みを進めることにより、防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保や緊急輸送道路としての更なる機能強化を図ります。

<要望事項>

- (2) 厚木秦野道路(国道246号バイパス)全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。

《対応状況》【県土整備局】

厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国に要望してきたところで、近年では、より効果的な訴えとするため、早期整備につながる有料道路事業の導入検討や、地域のまちづくりの観点を新たに盛り込んだ要望とすることなどを沿線市町とともに検討し、国への要望に反映してきました。

引き続き、沿線市町とともに、整備手法や要望手法の検討を深度化し、様々な機会をとらえて、国に全線整備を強く働きかけるなど、積極的に取り組んでいきます。

<要望事項>

- (3) 第二東海自動車道(新東名高速道路)の早期供用開始を国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

新東名高速道路の早期供用については、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国や高速道路会社へ要望してきたところであり、今後も引き続き様々な機会をとらえて、国等へ強く働きかけていきます。

<要望事項>

- (4) 国道467号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手をすること。

《対応状況》【県土整備局】

国道 467 号南部地区整備区間（藤沢市境から渋谷小学校前歩道橋）の歩道整備については、今後とも大和市や地元関係者の協力を得ながら事業推進に努めていきます。

その他の地域の歩道整備については、事業中区間の進捗状況、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討していきます。

＜要望事項＞

(5) 神奈川と静岡の県境をまたぐ道路(伊豆湘南道路)の早期事業化を国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

神奈川と静岡を結ぶ道路については、平成 30 年の台風 12 号を契機として、これまで地元市町と連携して、検討に当たっての支援を国へ要望するとともに、静岡県や両県の地元市町と、「神奈川・静岡県境道路に関する勉強会」を立ち上げ、地域の現況や道路の必要性の整理等の検討を進めてきました。

こうした中、令和 2 年度は、国の補助事業として採択され、静岡県と連携してルートや構造検討など調査に着手しています。

引き続き、関係市町と連携し、早期の計画具体化に取り組むとともに、本道路の実現に向けて、国に更なる支援を働きかけていきます。

＜要望事項＞

2 県道等の早期事業化、整備

(1) 三浦半島中央道路の湘南国際村から県道 26 号(横須賀三崎)までの間の都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間について早期着工すること。

《対応状況》【県土整備局】

三浦半島地域においては、現在、「(都)安浦下浦線」や「三浦縦貫道路Ⅱ期(北側区間)」の整備に取り組んでいます。

三浦半島中央道路の南側区間については、道路計画に必要な調査・検討を進めています。

また、三浦半島中央道路の北側区間は、以前には地元の強い要望があったことから、事業の内容や必要性などについて、改めて、地元の御理解を得られるよう取組を進めています。

引き続き、逗子市の協力のもと、地元の御理解を得た上で、逗子警察署入口交差点の改良を含め、必要な調査を行う予定です。

＜要望事項＞

(2) 県道 24 号(横須賀逗子)について、早期の交差点改良や拡幅を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めています。

県道 24 号(横須賀逗子)の都市計画に基づく道路拡幅については、本計画に位置付けておらず、拡幅改良を進めることは困難です。

なお、逗子警察署入口交差点については、三浦半島中央道路北側区間が接続する交差点でありますので、逗子市の協力をいただきながら、三浦半島中央道路の検討とあわせて取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(3) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間を早期に整備すること。

《対応状況》【県土整備局】

三浦縦貫道路Ⅱ期の北側区間の約1.9kmについては、地元の方々や関係市の御協力もいただきながら、令和2年8月10日に開通しました。

残る南側区間については、今後、着手の時期を検討していきます。

都市計画道路西海岸線の未整備区間となっている延長約2.5kmについては「小網代湾」を跨ぐ大規模な橋梁が必要なことから、自然環境等への影響が大きいため、現在、環境調査を進めています。

今後は、湾内に橋脚を設置できるかなどの検討を進め、橋梁の構造形式を絞り込んでいく予定です。

橋梁形式の絞り込みなどの事業計画の検討に当たっては、関係市の協力のもと、漁業組合をはじめとした、地元関係者の御意見を伺うことが重要になってきます。

また、橋梁以外の区間については、令和2年度から路線測量などを進めています。

事業計画のとりまとめや現地の測量など、具体的な進め方については、引き続き、関係市と調整を行っていきます。

＜要望事項＞

- (4) 県道215号（上宮田金田三崎港）宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を早期に実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

県道215号（上宮田金田三崎港）宮川橋付近から城ヶ島線までの区間は、車や歩行者等の交通量が少ないものの、幅員が狭く、歩道がないことは認識しており、安全対策の観点から、まずは「通学路に指定されている区間」や「バスのすれ違いが困難な箇所」について、令和2年度は測量調査を行いました。対策の検討に当たっては、引き続き市の御協力をお願いします。

＜要望事項＞

- (5) 都市計画道路「相模原ニツ塚線」及び「水窪座間線」の第1期事業区間に続き、全線の事業実施をすること。

《対応状況》【県土整備局】

県道50号（座間大和）以南については、今後の検討課題として考えています。

＜要望事項＞

- (6) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道40号以北区間を県道42号として早期に整備するとともに、関係行政機関による勉強会を積極的に開催すること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路寺尾上土棚線の延伸については「かながわのみちづくり計画」において、県道40号（横浜厚木）から（都）緑ヶ丘大塚線までを「事業化検討箇所」として位置付けていますが、住宅密集地や学校などの公共施設を通過するほか、相模鉄道との立体交差が必要となるなど、様々な課題があります。

そこで、広域的な観点から県が事務局となって、平成26年に関係する3市（綾瀬市、海老名市、座間市）との勉強会を立ち上げ、周辺道路の混雑状況などの現状把握や、県道とする場合の条件の整理など、事業化に向けた課題整理に取り組んでいます。

今後も引き続き、事業効果の整理などについて、関係3市と検討を進めていきます。

＜要望事項＞

- (7) 県道40号（横浜厚木）、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）について、4車線化に向けた整備を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県道45号(丸子中山茅ヶ崎)と県道40号(横浜厚木)の綾瀬市内の4車線化については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、市からの御要望を踏まえ、事業の必要性や「効果」、「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

＜要望事項＞

- (8) 県道22号(横浜伊勢原)について、平成31年2月15日に都市計画決定されたことから、拡幅整備に向けた早期事業化と電線類の地中化を図ること。

《対応状況》【県土整備局】

県道22号(横浜伊勢原)について、まずは、用田バイパスから県道46号(相模原茅ヶ崎)までの約2.1km区間について、4車線化に取り組むこととし、平成31年2月15日に都市計画決定したことから、現在、用地交渉を進めているところです。今後も、事業推進に努めていきます。

なお、電線の地中化については、引き続き、検討を進めていきます。

＜要望事項＞

- (9) 県道407号(杉久保座間)の幅員が狭い国分地区、杉久保地区、同地区内交差点の危険箇所を早期に拡幅整備すること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の箇所については、本計画に位置付けておらず、拡幅整備を進めることは困難なことから、当面の交通安全対策を実施しています。

具体的には、北側の国分南1・2丁目地区については、これまでに舗装及び側溝の補修工事にあわせて、実施できる安全対策や、市と連携して横断歩道部の歩行者だまりの設置を実施しました。現在は、相鉄かしわ台1号踏切において、歩行者の安全を確保するため、踏切内の歩道設置に向けて相模鉄道株式会社と協議中です。

今後も、引き続き市や交通管理者と連携して当面の安全対策に取り組んでいきます。

＜要望事項＞

- (10) 県道40号(横浜厚木)について、海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策を実施するとともに、電線類の地中化を図ること。

《対応状況》【県土整備局】

海老名駅入口交差点については、右折レーンがなく渋滞していることは認識しており、事業を進めたいと考えていますが、用地取得が難航して、工事着手が出来ない状況です。

引き続き、市と連携して、用地交渉を進めていきたいと考えていますので、御協力をお願いします。

国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅については、海老名市通学路交通安全プログラムに基づき、御要望の箇所の合同点検が実施された際には、現地の状況を確認し、県では、無電柱化を含め、どのような対応が可能か、市や交通管理者などとともに検討していきます。

＜要望事項＞

- (11) 都市計画道路「河原口中新田線」の未整備区間、「中新田鍛冶返線」の整備区間延長、「下今泉門沢橋線」の早期事業着手と国道246号交差点までの北伸整備に取り組み、渋滞の緩和と歩行空間の確保をすること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路「河原口中新田線」の中新田市街道交差点から相模大橋東交差点までの区間は、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映しており、地元の海老名市で課題の整理など進めていただきたいと考えています。

都市計画道路「中新田鍛冶返線」については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、海老名市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

都市計画道路下今泉門沢橋線の内、県道 51 号（町田厚木）までの延長約 1 km 区間については、平成 23 年度から、事業に着手し、用地取得を進めています。今後も市の協力を得ながら、整備を推進していきます。

また、県道 51 号（町田厚木）との交点から、国道 246 号交差点までの北伸区間については、「かながわのみちづくり計画」で「将来に向けて検討が必要な道路」として新たに位置付けました。

まずは、地元の市が主体となって、課題の整理など基礎的な検討を行い、計画の熟度を高めていただくことが必要だと考えており、県としても市の検討に協力していきます。

＜要望事項＞

- (12) 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進を図ること。

《対応状況》【県土整備局】

(都) 穴部国府津線、(都) 城山多古線・小田原山北線、(都) 小田原中井線については、いずれも小田原市域や足柄地域における交通ネットワークを強化する重要な幹線道路であり、用地取得や交差する鉄道事業者との調整などを進めているところです。

＜要望事項＞

- (13) 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」について、早期に全線を整備すること。

《対応状況》【県土整備局】

県道 74 号(小田原山北)から国道 255 号までのうち、都市計画道路金子開成和田河原線の県道 711 号(小田原松田)から国道 255 号までの区間については、令和元年度から用地取得を進めており、大井町役場北側の土地区画整理事業区域内の用地取得については、区画整理組合と協議を進め、道路用地の取得が完了しました。

J R 御殿場線との交差点については、鉄道事業者と協議を進めており、令和 2 年度に詳細設計が完了したところです。

今後、早期整備のためには、J R 御殿場線との交差点を早期に建設する必要があります。そのため国道 255 号側から工事用進入路を整備出来るよう用地取得を順次進めているところです。

県道 711 号(小田原松田)から源治橋手前までの区間については、整備済みとなっており、残る県道 74 号(小田原山北)までの区間については、今後の検討課題と考えています。

＜要望事項＞

- (14) 県道 74 号(小田原山北)と県道 717 号(沼田国府津)の交差点及び相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。

《対応状況》【県土整備局】

沼田交差点及び相模沼田交差点については、これまでに交通量や測量等の基礎調査を実施してきたところであり、現在、沼田交差点について交差点改良計画を策定中ですが、工事着手については、事業中間期の進捗状況や県全体から見た事業の優先度や緊急性などを考慮しながら検討していきます。

.....
<要望事項>

(15) 座間都市計画道路3・3・2号広野大塚線について早期に事業を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路広野大塚線のうち、都市計画道路寺尾上土棚線から続く（都）緑ヶ丘大塚線までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けています。平成26年からは、関係する3市（綾瀬市、海老名市、座間市）との勉強会を立ち上げ、周辺道路の混雑状況などの現状把握や、県道とする場合の条件の整理など、事業化に向けた課題整理に取り組んでいるところです。

このため、事業化検討箇所以外の区間については、今後の検討課題と考えています。

.....
<要望事項>

(16) 「かながわのみちづくり計画」に位置付けられた座間都市計画道路3・4・5号座間南林間線について、早期に事業化すること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路座間南林間線の御要望の区間については「かながわのみちづくり計画」において「事業化検討箇所」に位置付けており、市とともに設置した勉強会で、小田急小田原線との交差方式など、事業化に向けた検討を行ってきたところです。

現在は、鉄道事業者をはじめ、関係機関との協議を行うとともに、県と市が連携・協力し、道路計画の詳細な内容の検討を進めています。

今後は、早期の都市計画変更に向け、地域の方々の御意見も伺いながら、未整備区間全体の道路計画を取りまとめていきます。

.....
<要望事項>

(17) 県道43号(藤沢厚木)の松枝交差点から中町交差点までの間について、早期に道路の拡幅及び歩道の設置を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県道43号(藤沢厚木)の御要望の区間(都市計画道路旭町松枝町線)については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けています。本路線は、市を事務局とした「寿町通り街路整備推進協議会」において、街づくりと一体となった道路整備を検討中であるため、協議会の動向を注視しながら勉強会の設置に向け市と調整を進めたいと考えています。

.....
<要望事項>

(18) 県道42号(藤沢座間厚木)について、第二期整備区間の早期完成に向けて整備を確実に推進すること。

《対応状況》【県土整備局】

県道42号(藤沢座間厚木)の第二期整備区間は、現在、厚木バイパス線から県道63号(相模原大磯)までの延長約1.2kmについて事業を進めているところであり、用地については、令和2年度末で、取得率が約8割となっています。

このうち、用地取得が完了したところから、埋蔵文化財調査を進めており、工事については、令和元年度までに橋脚5基が完成し、現在は、橋脚3基を施工しており、引き続き、橋脚1基を施工する予定です。

今後も市と連携しながら事業進捗に努めていきます。

.....

<要望事項>

(19) 県道40号(横浜厚木)の境橋から中央7丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手をすること。また、小田急線踏切(大和1号)の改良をすること。

<<対応状況>>【県土整備局】

県道40号(横浜厚木)の境橋から中央7丁目までの区間の整備については、「かながわのみちづくり計画」の改定に当たり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

小田急江ノ島線大和1号踏切の改良については、令和3年2月に工事が完了しました。

.....

<要望事項>

(20) 県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の事業認可区間の早期完成をすること。また、交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化をすること。

<<対応状況>>【県土整備局】

県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の横浜市境から約1.0km区間については、平成14年度から4車線化事業に着手し、平成22年度からまとまった用地が確保できた箇所の歩道整備を行っています。

また、事業区間西側の旧県道から桜ヶ丘1号踏切間の安全対策については、これまでに、概ね9割の歩道設置工事が完了しています。

今後も、地元住民の御理解をいただきながら、用地取得を進めるとともに、事業進捗に努めていきます。

なお、事業認可区域外の早期事業化については、「かながわのみちづくり計画」の改定に当たり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

.....

<要望事項>

(21) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」の県道座間大和から都市計画道路国道246号線までの未着手区間について、早期事業化すること。

<<対応状況>>【県土整備局】

県道50号(座間大和)以南については、今後の検討課題として考えています。

.....

<要望事項>

(22) 県道304号(腰越大船)について、山崎跨線橋南交差点内道路の目違いを是正するとともに、山崎跨線橋への右折レーンを延長すること。また、歩道についても一律2m程度の歩行環境に整備改善すること。

<<対応状況>>【県土整備局】

山崎跨線橋南交差点の改良には、影響範囲の用地取得が必要となりますが、御提案いただいている鎌倉市が所有する用地の活用を視野に入れながら、目違いの解消や右折レーンの延長などについて、市と連携して検討していきます。

.....

<要望事項>

(23) 県道23号(原宿六ツ浦)の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市域部分の道路形状と同等の整備を早期に行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県道 23 号（原宿六ツ浦）の整備については、鎌倉市内においても、4 車線化に向けて、笠間交差点部の整備を進めている横浜市などと連携しながら検討を進めています。

＜要望事項＞

(24) 県道51号の星の谷歩道橋からコスモ相武台サニーサイドまでの間において、照明灯を増設するなど、夜間の照明光量不足を解消すること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、道路照明灯設置基準に基づき交差点や見通しの悪い曲線部等に道路照明灯を設置し、夜間等の交通の安全確保に努めていますが、当該区間の道路照明灯増設については、改めて現地を確認したところ交差点が無く見通しが良いことから、必要性が低く難しいものと考えています。

＜要望事項＞

3 広域農道の整備

広域農道小田原湯河原線は、県西地域の農業発展に大きく寄与するだけでなく、地域生活の改善及び防災上の観点からも、重要な路線であることから、当地域のネットワークの構築とともに、引き続き路線全体の整備促進を図ること。

《対応状況》【環境農政局】

広域農道小田原湯河原線については、農業振興のみならず防災上の観点からも重要な路線であることから、令和 2 年 2 月に策定した「神奈川県水防災戦略」に位置付け、早期に着手できる箇所から優先的に整備することとしており、引き続き国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指していきます。

＜要望事項＞

4 橋梁の整備

「SS9 橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部）を早期に整備すること。

《対応状況》【県土整備局】

（仮称）相模新橋については、まずは、歩行者等の交通安全の観点から、取水堰の管理橋として使用されている橋を、令和元年度から歩行者と自転車に限定して供用しています。

今後は、小学校の移転再配置や地元の御理解といった課題の解決に向け、地元の市と協力しながら取り組んでいきます。

＜要望事項＞

5 交通円滑化と利便性向上

本町山中有料道路、三浦縦貫道路の通行料金の引き下げ、逗葉新道の無料化をすること。また、利便性向上のため ETC を導入すること。

《対応状況》【県土整備局】

本町山中有料道路及び三浦縦貫道路は、有料道路事業で道路を建設したものであり、建設に要した費用と維持管理費用を通行料金で賄っていますが、開通後の利用交通量は計画交通量を下回っていることなどから、料金値下げは困難です。

逗葉新道は、有料道路事業で道路を建設したものではありませんが、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があり、こうした中、三浦半島中央道路が県道 24 号（横須賀逗子）まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途

に、道路公社や市町との調整に取り組んでいきたいと考えています。

E T Cの導入には、多額の費用を要することから、道路公社では、比較的安価で、新しい技術であるネットワーク型E T Cの導入に向け、本町山中有料道路で社会実験を実施したところですが、本格導入に当たっては、E T Cカードを発行するすべてのクレジット会社の協力を得て、料金処理システムを変更してもらう必要があるなど、まだ解決すべき課題はありますが、引き続き、県と道路公社は、ネットワーク型E T Cの導入に向け、検討を進めていきます。

4 都市交通施策の推進

<要望事項>

1 鉄道延伸の「かながわ交通計画」への位置付け

小田急多摩線の上溝以西の延伸及び相鉄線の乗り入れや延伸について、「かながわ交通計画」に位置付けること。

《対応状況》【県土整備局】

国の交通政策審議会の答申では、上溝から更なる延伸を検討する場合には、唐木田から上溝までの延伸整備の進捗状況を踏まえつつ行うことが適当であるとされており、「かながわ交通計画」への位置付けについては、この答申を踏まえるとともに、地元の取組状況も考慮しながら、検討していきます。

相鉄線の乗り入れ又は延伸については、まずは、その必要性や事業性など、様々な観点から検証していく必要があり、地域において議論を深めていただきたいと考えています。

<要望事項>

2 ロードプライシングの推進

鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の一つである（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。また、ロードプライシングの課金効率を高めるため、E T Cの装着率が向上するよう積極的に国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

県は、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」及びロードプライシングに特化した「特別委員会」並びに国が設置した「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」に委員として参加しており、引き続き、こうした場を通じて必要な技術的助言を行っていきます。

5 河川・海岸の整備

<要望事項>

1 河川の整備

(1) 平成27年4月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面上における安全対策を実施するとともに、平成30年7月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的に取り組むよう国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

小出川については、時間雨量50mmの降雨に対応できるよう、「小出川・千の川河川整備計画」に基づき、時間雨量50mmに対応できる河川整備を重点的に進めています。

令和2年度は、平成30年度に架け替え工事が完了した聖天橋付近及び鷹匠橋上流部において護岸工事が完成したほか、一ツ橋から迫出橋区間の護岸工事及び用地取得を進めています。

また、令和元年度に引き続き、大曲橋から上流に向かって流下能力を向上させるための河床掘削工事を実施しています。

遊水地の整備については、「神奈川県水防災戦略」にも位置付け、これまでに地権者等に対して説明会を開催し、事業を進めることについて、御了承いただきました。

現在、遊水地の施設設計等を進めており、今後も、地域の方々の御協力をいただき、関係機関とも調整を図りながら、整備に向けた取組を進めていきます。

また、相模川の国土交通省直轄区間においては、県としても、引き続き河川整備計画に基づく築堤整備の促進について国に要望し、御要望の趣旨を国に伝えていきます。

.....
<要望事項>

- (2) 平成26年6月の引地川、境川の特定都市河川への指定により、市民や事業者、流域自治体に対する新たな雨水の流出抑制対策などの負担を求めている状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を着実に進めるとともに、整備が完了するまでの間においても、安全対策に万全を期すこと。

《対応状況》【県土整備局】

境川及び引地川については、「都市河川重点整備計画」に基づき、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めており、これらの整備は、「神奈川県水防災戦略」にも位置付け、取組みを加速化していくこととしています。

引地川については、藤沢市内の下土棚遊水地について、令和2年度の供用を目指して整備を進めています。

その上流の千本桜区間については、平成28年度から工事に着手し、順次、区間を区切って、護岸や他の橋梁架替などの整備を進めています。

境川については、相模原市の風間遊水地の整備や大和市の相鉄線の橋梁付近の約1.1km区間において、護岸の整備に取り組んでおり、風間遊水地については令和3年度の完成に向け工事に取り組んでいるところです。

相鉄橋梁付近の整備については、平成30年度に境橋下流左岸の護岸整備に着手し、現在施工中です。

また、相鉄線の橋梁の架け替えに向けては、これまでに橋梁の設計が完了しており、引き続き土地所有者の御理解を得ながら用地取得に取り組み、早期の工事着手を目指します。

今後も、「都市河川重点整備計画」に基づき、境川、引地川の河川整備を推進していきます。

また、整備完了までの間については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために、堆積土砂の除去について、引き続き、実施していきます。

.....
<要望事項>

- (3) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進とともに、集中豪雨に対応するため、目久尻川の新たな河川改修をすること。

《対応状況》【県土整備局】

永池川及び目久尻川については、「都市河川重点整備計画」に位置付け、時間雨量50mmの降雨に対応できるよう、整備を進めています。

永池川の東名高速道路交差部より上流の流橋(ながればし)までの延長1.3kmの未整備区間については、下流から順次区間を区切って整備を進めることとしています。現在は、最下流の約0.5kmについて、整備に取り組んでおり、平成25年度から用地買収に着手し、令和2年度に用地取得が完了しました。

また、平成30年度からは、80号橋の架替などの工事に着手しました。

今後も、引き続き用地買収を促進しながら、整備を推進していきます。

目久尻川については、時間雨量50mmの降雨に対応する整備が概ね完了していますが、一部堤防の高さが足りない箇所、堤防の嵩上げ工事などを行っています。

目久尻川の新たな河川改修については、県内には、まだ時間雨量50mmの降雨に対応する整備が完

了していない河川も多くありますので、まずは、それらの河川について、優先的に整備を進めていきます。

.....

<要望事項>

- (4) さがみグリーンラインの整備について、相模川における水辺の軸を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につなげるため、さがみグリーンライン整備を計画的に早期完了すること。また、併せて整備済み区間の夜間の安全対策として、防犯灯等を設置すること。

<対応状況>【くらし安全防災局・県土整備局】

さがみグリーンライン自転車道については、県央地域の座架依橋付近から湘南地域の湘南大橋に至る計画延長約 21 kmのうち、さがみ縦貫道路と並行する海老名市河原口から寒川町一之宮までの約 10 kmを先行整備区間として位置付け工事を進めており、令和元年度までに海老名市・寒川町内の約 3.3 km区間を供用しています。

今後も、関係機関との調整が整った箇所から順次、工事を進めていきます。

さがみグリーンラインの緑地については、関連する事業の進捗状況等を注視しながら、自転車道の整備にあわせて取り組んでいきます。

また、道路照明が必要な箇所についてはこれまでも設置していますが、防犯灯について地元の市町から設置の申請があれば相談に応じていきます。

なお、防犯灯は、市町村が地域の状況に応じて設置や補助を進めている経過もあり、その設置については慎重に検討すべき課題と認識しています。

.....

<要望事項>

- (5) 二級河川山王川、森戸川の河川改修事業を加速させるとともに、通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去を進めるなど、適切に維持管理すること。

<対応状況>【県土整備局】

山王川及び森戸川については、「都市河川重点整備計画」に位置付け、重点的に整備を進めています。

山王川については、河口から富士見橋までの区間(2.3km)は、平成 21 年度までに護岸の整備が完了しており、27 年度から富士見橋上流の川幅を拓げるための護岸工事に着手し、右岸側の護岸約 140m が完成しました。

また、小田急線橋梁の架け替えについては、平成 29 年度に詳細設計が完了し、現在、小田急線橋梁の架け替え工事の実施に向けた鉄道事業者と調整を進めており、令和 2 年度に工事に着手しました。

また、小田急線橋梁上流の未改修区間については、小田急線橋梁の架け替え後に下流から順次整備を進める予定としています。

森戸川については、河口から天神橋までの区間について平成 26 年度までに護岸の整備が完了しています。

現在天神橋から第 1 森戸橋までの区間について、平成 30 年度までに用地測量が完了しており、令和 2 年度から用地交渉を進めているところです。

早期の工事着手ができるよう、引き続き用地交渉を進めていきます。

また、河川に堆積した土砂撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望いただいているため、重点的に取り組んでいます。

こうした河川の整備や堆積土砂の撤去については、「神奈川県水防災戦略」に基づき、地元や市町村からの要望を踏まえ、計画的、重点的に実施していくこととしています。

個々の河川での実施に当たっては、堆積状況を見ながら実施することとしており、今後も、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めていきます。

.....
＜要望事項＞

(6) 狩川・内川等県管理の河川において、土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等への対応や下流地域の安全のためにも、継続的に河床を浚渫すること。

《対応状況》【県土整備局】

河川に堆積した土砂撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望いただいているため、重点的に取り組んでいます。

こうした河川の整備や堆積土砂の撤去については、「神奈川県水防災戦略」に基づき、地元や市町村からの要望を踏まえ、計画的、重点的に実施していくこととしています。

個々の河川での実施に当たっては、堆積状況を見ながら実施することとしており、今後も、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めていきます。

.....
＜要望事項＞

(7) 相模川三川合流点地区について、平成30年7月に策定された相模川水系相模川・中津川河川整備計画の河川環境の整備と保全に関する事項に基づき、低水護岸の整備を早期着手するとともに、河川敷での樹木化対策及び水辺に親しむ環境改善に向けた河原再生に取り組むこと。

《対応状況》【県土整備局】

相模川・中津川河川整備計画については、平成30年7月に、国と共同で策定したところです。当計画では、洪水等による侵食から堤防を防護する必要がある箇所については、低水護岸等、侵食対策を実施していくこととして、計画に位置付けています。

御要望の箇所については、治水上、侵食対策が必要な箇所となっていませんが、引き続き、厚木市の利用計画に基づく河川占用などに関する打合せを行いながら、低水護岸等の整備について、調整していきます。

樹木化対策は、平成17年度から樹木の伐採を行っており、令和2年度は約11万㎡の伐採を実施しました。今後も引き続き対策を進めていきます。

三川合流点付近における泥炭層の露出については、川の流れが厚木市側に寄っているため、河床が削られやすくなっていることが原因の一つと考えられます。

そこで、川の流れを海老名市側にも造る必要があると考え、海老名市側の河原の一部を水路状に掘削し、厚木市側の泥炭層露出箇所へ覆土する等の対策を平成26年度までに実施しました。

また、平成28年度からは、覆土に加え、水制工を新たに実施しており、土砂が留まる等、一定の効果を得られています。

令和2年度は、厚木市側の深掘れ箇所を埋める河床整理工事を実施しており、今後も、現地の状況を見ながら、必要な対策を進めていきます。

.....
＜要望事項＞

(8) 中津川左岸堤防道路の整備推進に向け、一級河川中津川築堤整備計画に基づき早期に事業着手すること。

《対応状況》【県土整備局】

一級河川の相模川・中津川については、平成30年7月に策定された「相模川・中津川河川整備計画」に基づき整備を進めています。

御要望の箇所の築堤整備は、この計画に位置付けられていますが、中津川は宮ヶ瀬ダムもあり、比較的安全性が高いことから、現在は、厚木市内で弱点箇所である相模川、中津川、小鮎川の三川合流点付近（海老名市河原口他）や厚木市上依知地区などにおいて、築堤整備や河道掘削等を重点的に進めています。

御要望の箇所を含め、その他の箇所についても、優先度を勘案しながら、着実に整備を進めていきます。

.....

<要望事項>

2 海岸等の保全

- (1) 管理地である柳島海岸、中海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策を漁港への飛砂侵入抑止効果を含め茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用し推進を図ること。また、老朽化や砂に埋もれて役に立たない竹簀柵等を順次改修することで飛砂を抑制し、サイクリングロードの利便性向上と投入した養浜材の滞留性を高めることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。特に、近年緊急度が高い菱沼海岸について、養浜事業拡大も含めた計画の見直しや、漁業に支障の出ない部材において緊急的かつ計画的な対策を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

茅ヶ崎海岸では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一帯に堆積した砂についても、漁港管理者である茅ヶ崎市と連携して、養浜材として活用しているところです。今後も引き続き、企業庁や茅ヶ崎市と連携して、養浜事業を進めていきます。

また、令和元年度から侵食対策計画の見直しに向けた検討を進め、令和2年度の改定を目指して取り組んでおり、侵食が進む菱沼海岸においては、養浜量を増やすなど、侵食対策を強化する予定です。

なお、侵食対策の実施の際には、大型土のうを使用していましたが、大型土のうが沖合に流れないように、設置位置の変更や、大型土のうからかご枠に工法を変更するなどの対応を進めています。

竹簀柵については、サイクリングロードや国道134号の通行機能の維持を図るため、飛砂の抑制が必要な箇所に設置しており、今後も引き続き、定期的に補修や更新を行っていきます。

.....

<要望事項>

- (2) 高潮高波対策として、小田原海岸の養浜の強化と防潮堤防の嵩上げ等を行うこと。特に、被災を受けた箇所については台風シーズン前までに対応可能な措置を講じること。

《対応状況》【県土整備局】

小田原海岸での養浜については、令和2年度は、例年より養浜量を約1万㎡増やすとともに、施工時期を台風シーズン前に前倒しして行うなど、越波対策を強化しました。

令和3年度も引き続き、養浜量を増やすなど越波対策を強化します。

国府津地区の護岸未整備区間は、嵩上げ工事を進め、令和2年度に工事が完成しました。

前川地区については、護岸嵩上げに向けた検討を進めており、令和3年度はさらに検討を深めていきます。

6 漁港等の整備

<要望事項>

- (1) 国民への安全・安心な水産物の提供のため、三崎漁港における高度衛生管理に対応した荷捌所、冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策を拡充し、6次経済の構築をめざした水産振興施策に必要な支援をすること。

《対応状況》【環境農政局】

6次経済の構築を目指した水産振興施策への支援については、引き続き三崎漁港の施設整備等に必要な予算の確保に努めるとともに、三崎漁港の管理者として、必要な施設の整備について市と連携しながら取り組んでいきます。

